

横須賀が好き!



障害者福祉の手引き

横須賀市民生局福祉こども部障害福祉課

※この冊子は令和5年（2023年）
4月の資料に基づき作成しました。

もくじ

障害程度別該当事業一覧表	1
1 相談窓口	
1. 障害福祉課（横須賀市福祉事務所）	5
2. 横須賀市児童相談所	5
3. 健康福祉センター・地域福祉課・健康増進課	5
4. 横須賀公共職業安定所（ハローワーク）	5
5. 障害者相談サポートセンター	6
2 専門機関	
1. 横須賀市療育相談センター	7
(1) 地域生活支援部門	7
(2) 診療部門	7
(3) 通園部門（医療型児童発達支援センター・福祉型児童発達支援センター）	7
2. 神奈川県立総合療育相談センター	8
3. 神奈川県精神保健福祉センター	8
4. 三浦半島地域障害者歯科診療所	8
5. 点字図書館	8
(1) 点字図書館	8
(2) 研修室の提供	8
3 障害者手帳	
1. 身体障害者手帳	9
2. 療育手帳	9
3. 精神障害者保健福祉手帳	10
4 支援・指導	
1. 相談支援事業	12
2. 成年後見制度利用支援事業	12
3. 身体障害者更生相談会（予約制）	12
(1) 肢体不自由者の補装具巡回相談会	12
(2) 耳の聞こえ相談	12
4. 知的障害者巡回相談会	12
5. 重症心身障害児者の相談・指導事業	13
6. 家族短期入所・一日施設利用	13
7. 肢体不自由児者機能訓練等相談事業	13
8. 訪問指導事業	13
9. 障害者音楽教室	13
10. リズム体操教室	13
11. 民生委員児童委員	13

5 医療

1. 後期高齢者医療制度の加入	14
2. 特定医療費（指定難病）医療費助成	14
3. 小児慢性特定疾病医療費助成	14
4. 自立支援（育成）医療費の支給	14
5. 自立支援（更生）医療費の支給	15
6. 自立支援（精神通院）医療の申請	15
7. 重度障害者医療費の助成	16

6 年金・手当

1. 障害基礎年金	17
2. 特別障害給付金	17
3. 障害厚生年金	18
4. 特別障害者手当	19
5. 障害児福祉手当	19
6. 横須賀市重度障害者等福祉手当	20
7. 神奈川県在宅重度障害者等手当	20
8. 心身障害者扶養共済制度	21
9. 重症心身障害者等介護慰問金	21
10. 特別児童扶養手当	22
11. 児童扶養手当	22
12. 産科医療補償制度	23

7 税金

1. 所得税の障害者控除	24
2. 市県民税の障害者控除	24
3. 市県民税の非課税	24
4. 相続税の障害者控除	25
5. 特定障害者に対する贈与税の非課税	25
6. 身体障害者用物品の購入、借受けに対する消費税及び地方消費税の非課税	25
7. 非課税貯蓄制度（マル優・特別マル優）	25
8. 自動車税種別割・自動車税環境性能割の減免	26
9. 軽自動車税（種別割）の減免	27
10. 個人事業税の減免及び課税対象外	27
(1) 減免	27
(2) 課税対象外	27

8 障害福祉サービス

1. 障害福祉サービス	28
2. 地域生活支援事業	29
3. その他の在宅支援	
(1)出張理容等サービス	30
(2)寝具の丸洗い	30
(3)巡回入浴サービス	30
(4) I T講師の派遣	30

9 補装具・日常生活用具等

1. 補装具費の支給制度	31
2. 日常生活用具給付事業	31
3. 紙おむつの支給	32

10 外出

1. 乗り物の割引	
(1) 鉄道運賃の割引	33
(2) バス運賃の割引	34
(3) 国内航空運賃の割引	34
(4) タクシー運賃の割引	34
(5) フェリー旅客運賃の割引	35
(6) 有料道路通行料金の割引	35
2. 自動車等利用の援助	
(1) タクシー料金（自動車燃料費）の助成	36
(2) 自動車運転訓練費の助成	37
(3) 自動車改造費用の助成	37
(4) 駐車禁止除外指定車の指定	37
3. その他	
(1) 障害者に関するマークの一例	40
(2) 施設通所者の交通費助成	42
(3) 神奈川県福祉バス「ともしび号」の運行	42

11 情報・意思疎通支援

1. 郵便等による不在者投票	43
2. 点字版・録音版広報紙の発行	43
3. 110 番アプリシステム・F A X110 番	43
4. F A X119 番	43
5. N E T119 サービス	43

6. ファクス防災無線放送	44
7. ファクス使用料金の助成	44
8. 聴覚障害者用シールの配布	44
9. 手話通訳者・要約筆記者の派遣	44
10. 盲ろう者通訳・介助員の派遣	44
11. 失語症者向け意思疎通支援者派遣	45
12. 聴覚障害者相談員	45
13. 手話・要約筆記を学ぶ	45
(1) 横須賀市手話講習会・横須賀市手話通訳者養成講習会	45
(2) 神奈川県手話通訳者養成講習会	45
(3) 神奈川県要約筆記者（パソコン）養成講習会	45

12 公共料金等

1. 水道料金・下水道使用料の減免	46
2. NHK放送受信料の減免	46
3. 携帯電話の基本使用料等の割引	46
4. ふれあい案内（無料番号案内）	47
5. J : COM ハートフルプラン	47
6. 障害者温水訓練室	47
7. 市立施設の使用料の減免	48
8. 県立文化施設の入場料免除	49
9. 青い鳥郵便はがきの無償配付	49
10. 盲人用郵便物の無料配達	49

13 住宅

1. 住まい探し相談	50
2. 住宅改修相談	50
3. 住宅設備の改良費補助	50
4. 市営住宅の当選率の優遇	51
5. 県営住宅の当選率の優遇	51
6. 県営住宅家賃の減免	51
7. UR賃貸住宅の入居者募集に係る優遇措置	52
(1) UR賃貸住宅の優遇措置	52
(2) UR賃貸住宅のお申込み資格の特例	52
(3) 神奈川県内のUR営業センター	52

14 就労・雇用

1. 障害者の雇用促進	54
2. 公共職業安定所（ハローワーク）	54
3. 職業訓練（身体障害者・知的障害者・精神障害者）	54
4. 職業訓練（知的障害者）	54
5. 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース他）制度	54
6. 神奈川県障害雇用促進センター	55
7. よこすか就労援助センター、よこすか障害者就業・生活支援センター	55
8. 視覚障害者技能習得援助資金の貸付	55
9. 障害者雇用奨励金	55
10. 障害者職場等介助ヘルパー派遣費の助成	55
11. 身体障害者更生訓練費	55
12. 身体障害者就職支度金	55

15 行事・スポーツ・レクリエーション

1. 障害者スポーツ大会	56
2. 障害児者健康づくり事業	56
3. 在宅障害者生きがい対策事業	56
4. 動物村のお祭り	56

16 市社会福祉協議会

1. 事務局	57
2. 生活福祉資金貸付相談事業	57
3. 日常生活自立支援事業（横須賀あんしんセンター）	58
4. ボランティアセンター（よこすかボランティアセンター）	58
5. 車いす等の貸出	58

17 その他

1. 身体障害者障害程度等級	59
2. 療育手帳判定基準	61
3. 精神障害者保健福祉手帳 障害の程度	61

障害程度別該当事業一覧表（△は一部該当）

制度 		
--	--	--

※ 知的障害は、療育手帳の障害程度（A1、A2、B1、B2）と知能指数（20 以下、35 以下、50 以下、51 以上）

(注) この一覧はあくまでも目安ですので、詳しくは各窓口にお問い合わせください。

税 金									障害福祉サービス						補装具・日常生活用具等				
所得税の障害者控除	市県民税の障害者控除	市県民税の非課税	相続税の障害者控除	贈与税の非課税	特定障害者に対する優遇	マル優・特別マル優	自動車税環境性能割の減免	自動車税種別割	軽自動車税（種別割）の減免	個人事業税の減免	障害福祉サービス	地域生活支援事業	出張理容等サービス	寝具の丸洗い	巡回入浴サービス	ＩＴ講師の派遣	補装具費の支給制度	日常生活用具給付事業	紙おむつの支給
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△				○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△				○	○	○	○	○
○	○	○	○			○	○	○	○	○	△						○	○	
○	○	○	○			○	△	△	○	○	△						○	○	
○	○	○	○			○				○	△						○	○	
○	○	○	○			○				○	△						○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△					△	○	○	○
○	○	○	○			○	○	○	○	○	△						○	○	
○	○	○	○			○				○	△						○	○	
○	○	○	○			○	△	△		○	△						○	○	
○	○	○	○			○				○	△						○	○	
○	○	○	○			○	○	○	○	○	△						△	○	
○	○	○	○			○			○	○	△							○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△			△	○	○	○	○
○	○	○	○			○	○	○	○	○	△						△	○	
○	○	○	○			○	○	○	○	○	△						△	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○			○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○			○	○
○	○	○	○	○	○	○				○	○				○				
○	○	○	○	○	○	○				○	△				○				
○	○	○	○	○	○	○				○	△								
○	○	○	○	○	○	○				○	△								
										○	△						△	○	
																	○	○	
		○		○		○	○					○	○	○			○	○	○
24	24	24	25	25	25	26	27	27	28	29	29	30	30	30	30	31	31	32	

が異なる場合があります。61 ページの別表の療育手帳判定基準もあわせてご参照ください。

制度 		
--	--	--

(注) この一覧はあくまでも目安ですので、詳しくは各窓口にお問い合わせください。

支援		公 共 料 金 等										住 宅					就 労・雇 用						
手話通訳者・要約筆記者の派遣	聴覚障害者相談員	水道料金・下水道使用料の減免	NHK放送受信料の減免		携帯電話の基本使用料等の割引	ふれあい案内（無料番号案内）	障害者温水訓練室	市立施設の使用料の減免	県立文化施設の入場料免除	青い鳥郵便はがきの無償配付	盲人用郵便物の無料配達	住宅設備の改良費補助	市営住宅の当選率の優遇	県営住宅の当選率の優遇	県営住宅家賃の減免	U R 賃貸住宅の入居者募集にかかる優遇	職業訓練	視覚障害者技能習得援助資金の貸付	障害者雇用奨励金	派遣費の助成	障害者職場等介助ヘルパー	身体障害者更生訓練費	身体障害者就職支度金
			全額	半額																			
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△		△	△	
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△		△	△	
			○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○			△	△	
			○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○			△	△	
			○	○	○	○	○	○	○		○						○	○			△	△	
			○	○	○	○	○	○	○		○						○	○			△	△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		△	○	○	○	○	○					△	△
△	△		○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○					△	△
○	○		○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○					△	△
			○	○	○		○	○	○								○					△	△
○	○		○	○	○	○	○	○	○								○					△	△
○	○		○		○	○	○	○	○				○	○	○	○	○					△	△
○	○		○		○	○	○	○	○				○	○	○	○	○					△	△
		○	○	○	○	△	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		△	△	△	△	△
		○	○	○	○	△	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		△	△	△	△	△
			○		○		○	○	○				○	○	○	○	○		△	△	△	△	△
			○		○		○	○	○				○	○	○	○	○					△	△
			○		○		○	○	○				○	○	○	○	○					△	△
			○		○		○	○	○				○	○	○	○	○					△	△
		○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○					△	△
		○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○					△	△
			○		○		○	○	○				○	○	○	○	○					△	△
			○		○		○	○	○				○	○	○	○	○					△	△
		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○				
		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○				
			○		○	○	○	○	○				○	○			○		○				
			○		○	○	○	○	○				○	○			○		○				
													○										
			△									○	○	○	○	○							
		○	○				○			○		○	○	○	○	○	○	○	○				
44	45	46	46	46	46	47	47	48	49	49	49	50	51	51	51	52	54	55	55	55	55	55	55
			世帯構成員全て非課税	世帯主かつ契約者				自転車等駐車場は身体障害者手帳交付者のみ															

1 相談窓口

1. 障害福祉課（横須賀市福祉事務所） 市役所 分館 1 階 TEL 822-8248

障害者福祉の中心的役割として、各専門機関と連携を図りながら、生活上のいろいろな相談に応じています。

2. 横須賀市児童相談所 はぐくみかん 3 階 TEL 820-2323

18 歳未満の児童に関する相談に応じるとともに、専門的な調査・判定・指導を行っています。

3. 健康福祉センター・地域福祉課・健康増進課

地域における障害児者、妊産婦、乳幼児、児童、高齢者の保健や在宅ケアなどについて相談・指導にあたっています。

名 称	住 所	電 話
中央健康福祉センター	西逸見町 1-38-11 ウェルシティ市民プラザ 3 階	824-7632
北健康福祉センター	船越町 6-77 田浦行政センター 2 階	861-4118
南健康福祉センター	久里浜 6-14-2 久里浜行政センター 2 階	836-1511
西健康福祉センター	長坂 1-2-2 西行政センター 1 階	856-0719
地 域 福 祉 課	小川町 11 番地 消防局庁舎 1 階	822-9613
健 康 増 進 課	西逸見町 1-38-11 ウェルシティ市民プラザ 3 階	822-4537

4. 横須賀公共職業安定所（ハローワーク） 平成町 2-14-19 TEL 824-8609

専門の窓口において、障害者それぞれの適性や能力に応じた、就職のあっせんなどを行っています。

⇒詳細は54ページ

5. 障害者相談サポートセンター

相談に応じて適切な専門機関の紹介や事業所の紹介を行います。本人や家族及び支援者の思いを共有したり、役割分担したりするお手伝いを行います。本人・家族・支援者が集まり、話し合うこと（チームアプローチ）を行うことで、よりよい支援につなげることができます。

また、仲間づくりや日中活動の場を提供するセンターもあります。

名 称	住 所・連絡先	開所日・時間	担当地区
田浦障害者相談 サポートセンター	〒237-0075 田浦町2-80-1 TEL 861-9792 FAX 861-9767	月～土 10:00～18:00 【日中活動】：なし	追 浜 田 浦 逸 見
久里浜障害者支援センター ゆんるり	〒239-0831 久里浜4-2-4 リバーサイド久里浜1F TEL 838-4616 FAX 838-4617	月～金、日 9:30～17:30 【日中活動】：あり 9:30～15:30	浦 賀 久里浜
衣笠障害者相談サポートセンター 相談室 あすなろ	〒238-0022 公郷町2-7-19 TEL 853-3415 FAX 854-8511	月～土 9:00～17:00 【日中活動】：なし	衣 笠
チームブルーよこすか 障害者相談サポートセンター	〒238-0012 安浦町1-22-1 安浦1丁目アパート101 TEL 874-8407 FAX 874-9150 【日中活動】 〒239-0842 長沢1-13-3 TEL 874-8407 FAX 874-9150	月～土 9:00～17:00 【日中活動】：あり 10:00～16:00	本 庁 大 津
ぴーす・とーく 障害者相談サポートセンター	〒238-0313 武4-28-1 鈴木ビル1階 TEL 855-3555 FAX 855-3556	月～土 9:00～18:00 【日中活動】：なし	北下浦 西

2 専門機関

1. 横須賀市療育相談センター

はぐくみかん 4 階

TEL 822-6741

発達の遅れや障害のあるお子さんを対象としたセンターです。

主に乳幼児期から就学前までのお子さんに対しては、療育相談・診断・各種教室の実施や通園支援などを行い、就学後からおおむね 18 歳までのお子さんに対しては、相談・診療を行います。利用されるお子さんとご家族が、安心して生活できるように援助を行うとともに、地域における様々な療育活動を支援します。

横須賀市療育相談センターには、地域生活支援部門・診療部門・通園部門の 3 つの療育機能があります。まずはお電話でご相談ください。

【対象】 おおむね 18 歳までの児童

【備考】 運営は社会福祉法人青い鳥が行います。

(1) 地域生活支援部門

福祉制度も含めたお子さんへの様々なご相談に応じる相談窓口です。また、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成や、健康福祉センター、児童相談所、保育園・幼稚園、学校などと連携を取り、お子さんへの支援を行います。

① 面談（予約制）

ソーシャルワーカーがご相談をお伺いします。必要に応じて、臨床心理士による発達検査のご案内をします。

② 親子教室

ことが遅い、うまく遊べないなど、発達に心配のあるお子さんと保護者が参加して楽しく遊び、学んでいく教室です。健康福祉センターなどからの紹介や診療後の相談の中で療育プログラムとしてご案内します。（無料）

③ 早期療育教室・療育教室

発達の遅れや障害のあるお子さんの療育支援のための教室です。診療後の相談の中で療育プログラムとしてご案内します。（有料）

(2) 診療部門

発達障害のお子さんに対する相談・検査・診療と専門職による支援を行います。

① 診療（予約制）

専門医が診察を行います。健康保険法の規定による自己負担があります。

② 専門職による支援

専門医による診療の結果を基に、必要に応じて、心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による支援を行います。

(3) 通園部門（医療型児童発達支援センター・福祉型児童発達支援センター）

障害に配慮しながら、健康的な身体・基本的な生活習慣・豊かな人間関係の育成のために、個別療育目標を作成し、一人ひとりのお子さんに応じた療育支援を行います。

2. 神奈川県立総合療育相談センター	〒252-0813 藤沢市亀井野3119	TEL 0466-84-5700
--------------------	-------------------------	------------------

主として18歳以上の障害者を対象として、医師・福祉司・心理職能判定員などが専門的な立場から、いろいろな相談・指導を行っています。

3. 神奈川県精神保健福祉センター	〒233-0006 横浜市港南区芹が谷2-5-2	TEL 045-821-8822
-------------------	-----------------------------	------------------

精神保健及び精神障害者福祉に関する総合的技術センターとして地域精神保健福祉活動の拠点となり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究並びに複雑困難な相談事業、市保健所、県保健福祉事務所（同センター含む）等に対する技術指導、技術援助を行っています。

4. 三浦半島地域障害者歯科診療所	西逸見町1-38-11 ウェルシティ市民プラザ2F 横須賀市歯科医師会 横須賀口腔衛生センター内	TEL 823-0055
-------------------	---	--------------

【対象】 障害児者。ただし、入院などを要する人は除きます。

【内容】 診察日時は火曜日・木曜日の午後1時から午後5時まで。

【備考】 予約受付は、火曜日・木曜日の午後1時から午後5時まで（祝日と年末年始は除く）。

5. 点字図書館	総合福祉会館4階	TEL 822-6712
----------	----------	--------------

点字図書館は視覚に障害がある人を対象とした情報提供施設です。

(1) 点字図書館

点字またはテープ・CDによる図書の貸出（郵送・無料）をしています。館内での閲覧もできます。また、中途視覚障害者の点字講習会、iPad講習会等を実施しているほか、ボランティアに対する点訳基礎講習会、音訳基礎講習会、視覚障害者のiPad操作をサポートするボランティア養成講習会を行っています。

(2) 研修室の提供

【対象】 視覚障害福祉に関係する団体

3 障害者手帳

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を取得すると、障害の程度に応じて、法律などによって援護（サービス）が受けられるようになります。

障害者手帳は、従来の紙形式とカード形式のどちらかを選択することができます。なお、カード形式の障害者手帳は顔写真が白黒で印刷され、カバーはつきません。

1. 身体障害者手帳

窓口 障害福祉課

【対象】 以下に永続する障害がある人

視覚

聴覚、平衡機能

音声機能、言語機能又はそしゃく機能

肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能障害）

心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能

小腸機能、免疫機能、肝臓機能

【内容】 障害の程度によって1級から6級まで区分されます。障害程度等級については59ページの別表を参照してください。

【手続】 ①指定医師の診断書（指定医師については障害福祉課にお問い合わせください。）

②顔写真（1枚 たて4cm×よこ3cm）

③個人番号（個人番号カードなど）

【その他】 再交付などの際の必要書類は以下のとおりです。

○…必要なもの

	手帳	顔写真	指定医師 の診断書	個人番号
手帳をなくしたとき※ ¹		○		○
手帳が破れたり、汚れたとき	○	○		○
写真を新しくしたいとき	○	○		○
障害の程度が変わったとき	○	○	○	○
違う障害を加えるとき	○	○	○	○
住所、氏名などが変わったとき	○			○
本人が死亡したとき	○			

※¹ 紛失再交付の場合、遺失届受理番号が必要です。

※² 代理申請の場合は、代理人の本人確認書類及び代理権の確認できる書類（委任状等）が必要です。（住民票上、同一世帯のご家族が代理で手続きされる場合、委任状は不要です。）

2. 療育手帳

窓口 障害福祉課

【対象】 児童相談所または神奈川県立総合療育相談センターにおいて、知的障害があると判定された人

【内容】 障害の程度によってA1からB2まで区分されます。判定基準については61ページの別表を参照してください。（都道府県などによって表記がちがう場合があります。）

【備考】 判定に関する相談については、横須賀市児童相談所（5ページ）

または神奈川県立総合療育相談センター（8ページ）までお問い合わせください。

【手続】①顔写真（1枚 たて4cm×よこ3cm）

②個人番号（個人番号カードなど）

※ 紛失再交付の場合、遺失届受理番号が必要です。

3. 精神障害者保健福祉手帳

窓口 障害福祉課

【対象】精神の疾患で、日常生活に障害のある人

【内容】障害の程度によって1級から3級まで区分されます。障害の程度については61ページの別表を参照してください。

【手続】①医師の診断書または精神障害を事由とする障害年金証書

（または特別障害給付金受給資格者証）

②顔写真（1枚 たて4cm×よこ3cm）

③印鑑

④個人番号（個人番号カードなど）

※代理申請の場合は、代理人の本人確認書類及び代理権の確認できる書類（委任状等）が必要です。（住民票上、同一世帯のご家族が代理で手続きされる場合は、委任状は不要です。）

○…必要なもの

		手帳	印鑑	顔写真	年金証書 または 受給資格者証	年金振込 は が き	手帳用 診断書	個人 番号
初めて手帳 を申請する とき	障害基礎年金または特別障害給付金を受給している人		○	○	○	○		○
	上記を受給していない人			○			○	○
手帳を更新 するとき	障害基礎年金または特別障害給付金を受給している人	○	○	○	○※1	○※1		○
	上記を受給していない人	○		○			○	○
手帳をなくしたとき※2				○				○
手帳が破れたり、汚れたとき		○		○				○
住所、氏名などが変わったとき		○						○
本人が死亡したとき		○						

※1 更新申請・再承認申請・等級変更の方で、以前に年金情報照会により精神障害者保健福祉手帳を取得したことがある方は、個人番号で紹介することができますが、障害年金の支給期間を同意書に記入していただきますので、年金の種類（年金コード）を年金証書等で確認してからご来庁ください。

※2 紛失再交付の場合、遺失届受理番号が必要です。

自立支援医療（精神通院）の支給認定申請をする場合は、別途書類等が必要となります。
（14ページ参照）

【手帳の有効期限】

精神障害者保健福祉手帳には有効期間があります。有効期間は2年間です。2年ごとに更新が必要です。更新手続きは有効期限の3カ月前から申請することができます。

＜注意事項＞手帳を申請してから交付されるまでには、約3カ月かかります。

4 支援・指導

1. 相談支援事業

窓口 障害福祉課

【対象】 障害福祉サービスを利用している人及び家族

【内容】 長期の入院や入所から地域で暮らすために障害福祉サービスを利用する人や通常的に障害福祉サービスを利用している人に、相談に応じてサービス等利用計画書を作成します。

【手続】 障害福祉課にお問い合わせください。

【相談先】 「障害者福祉の手引き（資料）」をご参照ください。

2. 成年後見制度利用支援事業

窓口 障害福祉課（知的障害者）
保健所保健予防課（精神障害者）（TEL 822-4336）

【対象】 判断能力が不十分で、成年後見人等の選任が必要な知的障害者及び精神障害者であって、支援できる親族のいない人

【内容】 4親等内の親族などによる申立てが難しい人に対して、市長が当事者に代わって家庭裁判所へ成年後見制度の審判申し立てを行います。

また、市長申立事件及び家庭裁判所から専門職団体への推薦依頼または家庭裁判所からの指名打診による法定後見事件における被後見人等であって、資力のない人に対しては、報酬助成を行います。なお、報酬助成については、地域福祉課成年後見センター（電話 046-822-9613）が担当します。

3. 身体障害者更生相談会（予約制）

窓口 障害福祉課

障害者の便宜を図るため、次のとおり更生相談会を実施しています。希望者は、あらかじめ障害福祉課に申し込んでください。

(1) 肢体不自由者の補装具巡回相談会

【対象】 補装具の同型再作製・修理を希望する人

【内容】 県立総合療育相談センターの医師などによる補装具の判定など
毎月1回（原則 第1水曜日）

【手続】 要予約。事前に障害福祉課にお問い合わせください。

【会場】 総合福祉会館

(2) 耳の聞こえ相談

【対象】 聴力の低下を感じる人

【内容】 聴力検査を行い、現在の聞こえの状態について説明します。
必要に応じて医療機関をご紹介します。

【手続】 要予約。事前に障害福祉課にお問い合わせください。

【会場】 総合福祉会館

※耳の相談会は令和3年度で終了しました。

4. 知的障害者巡回相談会

窓口 障害福祉課

【対象】 療育手帳の新規交付を希望する人

または、支援に関して専門的知見を必要とする知的障害者

【内容】 県立総合療育相談センターの精神科医師・心理判定員・ケースワーカーなどによる総合的判定・指導・助言

5. 重症心身障害児者の相談・指導事業 **窓口 児童相談所 (TEL 820-2323)**

【対象】医学的な管理指導や日常生活の療育指導を必要とする家庭

【内容】○相談員が医師の協力を得て希望される各家庭を訪問し、助言などを行います。

○施設職員（看護師等）が希望される各家庭を訪問し、助言などを行います。

6. 家族短期入所・一日施設利用 **窓口 七沢学園 (TEL 046-249-2307)**

【対象】知的障害児・者

【内容】保護者とともに施設に宿泊あるいは日帰りで生活を体験し、保護者が障害を正しく理解するための機会を提供します。

【備考】宿泊の場合は障害福祉サービス受給者証の「短期入所」が利用できます。

食費・光熱費については実費負担となります。

7. 肢体不自由児者機能訓練等相談事業 **窓口 障害福祉課**

【対象】肢体不自由児者

【内容】理学療法士による訓練・補装具等使用に関する助言や相談等

8. 訪問指導事業 **窓口 健康増進課 (TEL 822-8135)**

【対象】療養上の保健指導が必要である40～64歳の人とその家族

【内容】保健師・理学療法士・管理栄養士などが訪問し、健康に関する問題を総合的に把握して必要な指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ります。

9. 障害者音楽教室 **窓口 障害福祉課**

【対象】成人の知的障害者（保護者の付き添い可）

【内容】音楽の特性を生かした訓練などの場として音楽教室を実施します。（年11回）

【会場】総合福祉会館第2音楽室

10. リズム体操教室 **窓口 障害福祉課**

【対象】①就労している障害者

②市内障害者施設に通所している障害者

【内容】音楽のリズムに合わせて体を動かすトレーニングとしてリズム体操を実施します。

（①年12回、②年6回）

【会場】総合福祉会館第1音楽室

11. 民生委員児童委員

「住民の身近な相談相手」「専門機関へのつなぎ役」として、担当区域において見守りや、生活上の心配ごとなどの相談に応じます。担当の民生委員児童委員の氏名・連絡先は福祉総務課または社会福祉協議会（民生委員児童委員協議会事務局）へお問い合わせください。

5 医療

1. 後期高齢者医療制度の加入

窓口 健康保険課 後期高齢者医療係 (TEL 822-8272)

- 【対象】 満65歳～74歳の人で後期高齢者医療制度で定められた一定の障害の状態にあることにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人
- 【内容】 障害者本人の世帯状況や本人及び同一世帯の人の所得の状況により、医療機関を受診された際の医療費の自己負担割合が1割または2割となります。(一定以上の所得がある人は3割負担となります。) 自己負担割合及び保険料の試算については、事前に健康保険課後期高齢者医療係にてご確認ください。
- 【手続】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、年金証書、現在加入している健康保険証

2. 特定医療費（指定難病）医療費助成

窓口 保健所保健予防課 (TEL 822-4385)

厚生労働省が定める「指定難病」には医療費助成があります。令和4年12月現在338の疾病が対象となっており、受給には申請が必要です。認定基準（重症度別）がある疾患もあります。

- 【対象】 指定難病医療受給者証をお持ちの方。
- 【内容】 医療費助成があります。一部自己負担あり。

3. 小児慢性特定疾病医療費助成

窓口 こども給付課 (TEL 822-9729)

- 【対象】 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体または遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患の各疾患に罹患している児童など
- 【内容】 対象疾病に対する治療費を助成します。一部自己負担があります。
- 【備考】 各健康福祉センターでも受付しています。(5ページ「3. 健康福祉センター」参照)

4. 自立支援（育成）医療費の支給

窓口 こども給付課 (TEL 822-9729)

- 【対象】 18歳未満の肢体不自由、視覚障害、聴覚または平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、内部障害（心臓・腎臓・小腸・肝臓機能障害など）、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を持つ児童、現存する疾病を放置すると将来これらの障害を残すと認められる児童
- 【内容】 障害の除去・軽減を目的とした治療の費用を助成します。
一部自己負担があります。
- 【備考】 各健康福祉センターでも受付しています。

5. 自立支援（更生）医療費の支給

窓口 障害福祉課

【対象】 18歳以上の身体障害者手帳を持っている人

【内容】 生活上の便宜を増すために障害を軽くしたり、機能を回復することができる治療の費用を助成します。（角膜手術、関節形成手術、心臓手術、血液透析療法など）

【手続】 身体障害者手帳、意見書、市民税課税（非課税）証明書（同一健康保険加入者全員の分、ただし過去1年半以上市内在住の人の分は不要）、健康保険証、特定疾病療養受領証（お持ちの方）、個人番号（個人番号カードなど）

【備考】 ①一部自己負担があります。

②事前に医療機関で相談のうえ、障害福祉課へ。

③指定医療機関については、障害福祉課にお問い合わせください。

④手術、治療を行う前に申請が必要です。

6. 自立支援（精神通院）医療の申請

窓口 障害福祉課

【対象】 精神疾患で医療機関に通院している人

【内容】 精神による疾患で、通院療法が継続的に必要な人の通院医療に係る医療費（薬剤費等も含む。）の自己負担分の一部を公費で負担する制度です。

【手続】 診断書（更新申請の場合、診断書の提出は2年に1度）、個人番号（個人番号カードなど）、健康保険証、病院と薬局の名称・所在地の分かるもの、市民税課税（非課税）証明書（同一健康保険加入者全員の分、ただし過去1年半以上市内在住の人の分は不要）、印鑑（県外からの転入手続きの人のみ）

※代理申請の場合は、代理人の本人確認書類及び代理権の確認できる書類（委任状等）が必要です。（住民票上、同一世帯のご家族が代理で手続きされる場合、委任状は不要です。）

【対象】ア 1級・2級の身体障害者手帳を持っている人

イ 知能指数35以下の人

ウ 3級の身体障害者手帳を持っていて、知能指数50以下の人

エ 1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人（入院を除く。）

※ 平成26年10月1日以降に65歳以上で初めて身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳の申請をされた人は対象外です。

【内容】病院などで診療を受けた場合に一部負担金を助成します。

なお、育成医療・更生医療及び特定医療費（指定難病）医療、小児慢性特定疾病の一部負担金も対象となります。（食事療養費負担分、生活療養費及び保険適用外の医療費は対象外です。）

【手続】○障害者医療費受給者証の交付

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、健康保険証（または後期高齢者医療被保険者証）

○償還払い（後からの払い戻し）

一部負担金の領収書（対象者氏名・保険診療の内容が記載されているもの）、障害者医療費受給者証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、健康保険証、障害者本人名義の預貯金通帳、印鑑

【備考】満65歳以上の人は申請によって後期高齢者医療制度に加入できます。

（14ページ 1.「後期高齢者医療制度の加入」参照）

参考 入院時の食事代について

市民税非課税世帯の場合、加入する健康保険（国保・社保等）から「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、病院に提示することで入院時の食事代が減額されます。

手続き方法など詳細については、ご加入の健康保険の窓口までお問い合わせください。

6 年金・手当

1. 障害基礎年金 窓口 年金事務所 (TEL 827-1251) または窓口サービス課 (TEL 822-8235)

【対象】ア 20歳以降に初診日があり、次のすべてに該当している人

○初診日に国民年金に加入していたこと。または、60歳以上65歳未満で過去に年金制度に加入していた人。(老齢基礎年金の繰り上げ請求をしていないこと。)

○初診日から1年6カ月を経過した日(一部例外あり)において一定の障害の状態にあること。

○初診日の属する月の前々月までに一定の保険料納付要件を満たしていること。

イ 20歳になる前に初診日があり、20歳に達したとき、または20歳に達したあとにおいて一定の障害の状態にある人。(本人の所得が定められた限度額以上の場合、半額または全額の支給停止措置があります。)

※ 65歳以上の人は、原則、対象外です。

【内容】令和5年4月からの年金額は次のとおりです。

(等級の基準は障害者手帳とは異なります。)

○1級 年額 993,750 円

○2級 年額 795,000 円

【備考】ア 初診日とは、障害の原因となる傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日です。

イ 年金の支払いは、年6回、偶数月に各2カ月分ずつ支給されます。

ウ 窓口サービス課での相談は予約制となります。必ず最初に電話で予約してください。

2. 特別障害給付金 窓口 年金事務所 (TEL 827-1251) または窓口サービス課 (TEL 822-8235)

【対象】ア 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生(夜間通学・通信制の学生は除く。)

イ 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金・共済組合等の加入者)の配偶者

ア、イのどちらかであってなおかつ当時、任意加入していなかった期間に初診日があり、現在、障害基礎年金1級・2級相当の障害に該当する人
ただし65歳に達する日の前日までに該当した人に限られます。

※ 障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる人は対象外です。

【内容】令和5年4月からの特別障害給付金額は次のとおりです。

(等級の基準は障害者手帳とは異なります。)

○1級 基本月額 53,650 円

○2級 基本月額 42,920 円

【備考】初診日とは、障害の原因となる傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日です。

【対象】原則として次の条件のすべてに該当する人

○初診日に厚生年金に加入していたこと。

○障害認定日（初診日から1年6カ月を経過した日または、1年6カ月以内に症状固定した場合はその日）において一定の障害の状態に該当していること。

※障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害厚生年金を受け取ることができる場合があります。

○初診日の前日に、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、厚生年金または国民年金の保険料を3分の2以上の期間納めているか免除承認されていること。
もしくは初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に未納期間がないこと。（ただし初診日が令和8年3月31日以前で、初診日において65歳未満の場合に限る）

【内容】年金額などについては、年金事務所にお問い合わせください。

【備考】障害認定基準

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/shougainenkin/>

※身体障害者手帳の等級とは異なります。

○年金に関するご相談・お問い合わせ・来訪によるご相談

年金事務所では、年金相談の予約制を実施し、予約のお客様を優先的にご案内しております。来訪により年金のご相談をされる場合は、予約相談をご利用ください。

【予約受付専用電話】 0570-05-4890

※050で始まる電話でおかけになる場合 03-6631-7521

※受付時間：月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く）

・電話による年金に関する一般的なお問い合わせ

【ねんきんダイヤル】 0570-05-1165

※050で始まる電話でおかけになる場合 03-6700-1165

※受付時間：月曜日 午前8時30分～午後7時

火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

第2土曜日 午前9時30分～午後4時

（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く）

4. 特別障害者手当

窓口 障害福祉課

【対象】原則として次の条件のすべてに該当する人

- 特別障害者手当認定基準に該当すること（重度の障害が重複し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にあること）。
- 20歳以上であること。
- 施設に入所していないこと。
- 病院または診療所に引き続き3カ月以上入院していないこと。
- 所得（生計維持者）が定められた限度額以下であること。

【手当額】月額27,980円（令和5年4月1日改正。物価指数等による見直しがあります。）

【手続】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、診断書（所定用紙）、年金証書、本人名義の預貯金通帳（コピー可）、所得証明書、個人番号（個人番号カードなど）、印鑑

【備考】手当の認定は申請の翌月分からで、支払いは、2月・5月・8月・11月の年4回、最大3カ月分を支給します。

5. 障害児福祉手当

窓口 障害福祉課

【対象】原則として次の条件のすべてに該当する人

- 日常生活において常時の介護を必要とする状態にあること（身体障害児の場合は1級と2級の一部、知的障害児の場合は知能指数20以下程度）。
- 20歳未満であること。
- 施設に入所していないこと。
- 所得（生計維持者）が定められた限度額以下であること。
- 障害年金など、定められた年金を受給していないこと。

【手当額】月額15,220円（令和5年4月1日改正。物価指数等による見直しがあります。）

【手続】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、診断書（所定用紙）、特別児童扶養手当証書、所得証明書、本人名義の預貯金通帳（コピー可）、個人番号（個人番号カードなど）、印鑑

【備考】手当の認定は申請の翌月分からで、支払いは、2月・5月・8月・11月の年4回、最大3カ月分を支給します。

6. 横須賀市重度障害者等福祉手当

窓口 障害福祉課

【対象】ア 在宅重度障害者

- 1 級・2 級の身体障害者手帳を持っている人
- 知能指数35以下の人
- 3 級の身体障害者手帳を持っていて、知能指数50以下の人
- 1 級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人

イ 在宅中度障害者

- 3 級の身体障害者手帳を持っている人
- 知能指数50以下の人
- 2 級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人

※ ○障害者関係施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、ケアハウスに入所している人は対象外です。

○特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給者は対象外です。

○平成20年7月1日以降に65歳以上で初めて身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳の申請をされた人は対象外です。

【手当額】ア 重度障害者 月額 5,000円

イ 中度障害者 月額 4,000円

【手続】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、本人名義の預貯金通帳（コピー可）

【備考】手当の認定は申請の翌月分からで、支払いは、2月・5月・8月・11月の年4回になります。

7. 神奈川県在宅重度障害者等手当

窓口 障害福祉課

【対象】原則として次の条件のすべてに該当する人

- 毎年8月1日現在で継続して6カ月以上県内に住んでいること。
- 身体障害、知的障害、精神障害のうち、2つ以上重度の障害者手帳等を持っていること、または特別障害者手当か障害児福祉手当を受給し、申請年度の8月分の支給を受けていること。
- 毎年8月1日の前日までの一年間、施設や病院等に引き続き3カ月以上入所または入院していないこと。
- 所得（生計維持者）が定められた限度額以下であること。
- 初めて手帳を取得した時、または特別障害者手当の受給時の年齢が65歳未満であること。

【手当額】年額60,000円

【手続】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、本人名義の預貯金通帳（コピー可）、所得証明書、個人番号（個人番号カードなど）

【備考】ア 手当は、1月に一括で支給されます。

イ 制度についてのお問い合わせは県障害福祉課（045-210-4720）まで

8. 心身障害者扶養共済制度

窓口 障害福祉課

【対象】 次のすべての要件をみたしている保護者

- 障害のある人（※障害のある人の範囲参照）を扶養されている保護者であること。
- 神奈川県内に住んでいること。
- 加入時の年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること。
- 特別な病気や障害がなく、健康であること。
- 障害のある人一人に対して加入できる保護者は一人のみであること。

【内容】 障害のある人を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡・重度障害）があったとき、障害のある人に終身一定額の年金を支給する制度です。

【備考】 年金を受給する障害のある人が保護者より先に死亡した場合などは掛金の払い戻しはありません。掛金の額は加入時の保護者の年齢により異なります。障害のある人に支給される年金額は、一口につき月額20,000円です。この年金に対しては、所得税はかかりません。また、年金を受ける権利は、相続税・贈与税の対象外です。

※【障害のある人の範囲】 将来自立自活が難しいと認められる人で、知的障害の人、身体障害者手帳1～3級に該当する人、精神または、身体に永続的な障害のある人（自閉症、統合失調症、血友病など）で知的障害や身体障害の人と同程度と認められる人

9. 重症心身障害者等介護慰問金

窓口 障害福祉課

【対象】 市内在住で次に該当する障害者を4月1日から6カ月以上常時介護している同居の人

- 1級・2級の身体障害者手帳を持っていて、知能指数35以下の人
- 1級の身体障害者手帳を持っていて、重度の障害が2つ以上重複している人
※視覚・肢体の重度障害と他の重度障害が重複していなければならない。
- 2人以上の1級・2級の身体障害者手帳を持っている人（視覚障害または肢体不自由の1級・2級相当が含まれる手帳に限る。）、または知能指数35以下の人
- 障害の内容及び施設入所・入院などで対象とならないことがあります。
- 障害福祉サービス及び介護保険サービスの利用状況によっては、対象とならないことがあります。

【給付額】 年額40,000円

10. 特別児童扶養手当

窓口 こども給付課(TEL 822-9809)

【対象】 次のいずれかに該当する20歳未満の障害児を養育している保護者

○日常生活において介護を必要とする程度の知的障害のあること（おおむね知能指数50以下）。

○身体に重・中度の障害または長期にわたる安静を必要とすること（おおむね身体障害者手帳1級から3級までと4級の1部）。

【手当額】 ○重度障害 月額 53,700円

○中度障害 月額 35,760円

【手続】 診断書、戸籍謄本、預貯金通帳（申請者名義）

※ 療育手帳(A1、A2)、または一部の身体障害者手帳は、その写しを診断書に代えることができます。

【備考】 ア 次の場合には手当は受けられません。

○保護者などの前年の所得が一定の限度額以上の場合

○障害児が施設に入所している場合

○障害児が障害を理由とした公的年金を受給している場合

○手当を受ける人（請求者）、対象となる児童が日本国内に住所を有しないとき

イ 手当の認定は申請の翌月分からで、支払いは4月・8月・11月の年3回、4カ月分を支給します。

ウ 行政センターでも受け付けしています。

11. 児童扶養手当

窓口 こども給付課(TEL 822-9809)

【対象】 ○満18歳の年度末までの児童（政令に定める程度の障害の状態にある場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭等の父、母または父母に代わり児童を養育している人

○児童の父または母が重度の障害者である家族の父または母

※ 内科的疾患や体幹機能障害の人は、ほぼ寝たきりの人のみ

【手当額】 ○全部支給者 月額 44,140円

○一部支給停止者 月額 44,130円～10,410円

※ 対象児2人目は10,420円～5,210円

3人目以降は1人につき6,250円～3,130円を加算

【手続】 戸籍謄本、預貯金通帳（申請者名義）、その他必要書類（要件により異なります。）

【備考】 ア 保護者などの前年の所得が一定の限度額以上の場合には手当が支給されません。

イ 手当の認定は申請の翌月分からで、支払いは1月・3月・5月・7月・9月・11月の年6回2カ月分を支給します。

ウ 行政センターでも受け付けしています。

お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供することなどにより、産科医療の質の向上などを図ることを目的とした制度です。

補償の対象 (①～③の基準をすべて満たす場合、補償対象となります)			補償内容
①	2015年 1 月 1 日から2021年12月31日 までに出生したお子様の場合	2022年 1 月 1 日以降に出生した お子様の場合	総額 3,000万円
	在胎週数が32週以上で出生体重が 1,400 g 以上、または 在胎週数が28週以上で所定の要件を 満たすこと	在胎週数が28週以上であること	
②	先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること		
③	身体障害者障害程度等級 1 または 2 級相当の脳性まひであること		

※ 補償申請ができる期間は、お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。

※ 詳細は下記お問い合わせ先にご照会いただくか、

もしくは産科医療補償制度ホームページ (<http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/>) をご参照ください。

【お問い合わせ先】

公益財団法人 日本医療機能評価機構

産科医療補償制度専用コールセンター TEL 0120-330-637

受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日、年末年始を除く）

7 税金

主な用語の定義

◆障害者とは

令和4年12月31日（年の中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況において、次のいずれかに該当する、精神や身体に障害のある人

- 身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている人
- 精神保健指定医などにより知的障害者と判定された人
- 65歳以上の人で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている人 など

◆特別障害者とは

障害者のうち、次の特に重度の障害のある人

- 身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級または2級と記載されている人
- 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級と記載されている人
- 重度の知的障害者と判定された人（療育手帳にAと記載されている人）
- いつも病床にいて、複雑な介護を受けなければならない人 など

1. 所得税の障害者控除

窓口 横須賀税務署 (TEL 824-5500)

【対象】 本人、同一生計配偶者、扶養親族が障害者である場合

【内容】 次の金額が所得から控除されます。

- | | | |
|--------------------------------|------|------|
| ア 障害者 | 27万円 | |
| イ 特別障害者 | 40万円 | |
| ウ 同一生計配偶者または扶養親族が同居の特別障害者である場合 | | 75万円 |

【備考】 勤務先で年末調整を受ける場合は、勤務先の給与担当係が窓口です。

2. 市県民税の障害者控除

窓口 市役所 市民税課 (TEL 822-8192)

【対象】 本人、同一生計配偶者、扶養親族が障害者である場合

【内容】 次の金額が所得から控除されます。

- | | | |
|--------------------------------|------|------|
| ア 障害者 | 26万円 | |
| イ 特別障害者 | 30万円 | |
| ウ 扶養親族または同一生計配偶者が同居の特別障害者である場合 | | 53万円 |

【備考】 「1. 所得税の障害者控除」の手続きをすれば、この手続きは不要です。

3. 市県民税の非課税

窓口 市役所 市民税課 (TEL 822-8192)

【対象】 本人が障害者で、所得が135万円以下である場合（障害年金は所得に含みません）

【内容】 翌年の市民税及び県民税が非課税になります。

【備考】 「1. 所得税の障害者控除」または「2. 市県民税の障害者控除」の手続きをすれば、この手続きは不要です。

4. 相続税の障害者控除

窓口 横須賀税務署 (TEL 824-5500)

【対象】 相続や遺贈で財産を取得した法定相続人が障害者である場合

【内容】 障害者控除の額は、満85歳になるまでの年数1年（年数の計算にあたり、1年未満の期間があるときは切り上げて1年として計算）につき次の金額を相続税額から控除します。

ア 障害者 10万円×（85歳－障害者の年齢）

イ 特別障害者 20万円×（85歳－障害者の年齢）

5. 特定障害者に対する贈与税の非課税

窓口 横須賀税務署 (TEL 824-5500)

【対象】 特定障害者が特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権の贈与を受けた場合

特定障害者とは

○特別障害者

○障害者のうち精神に障害のある人

【内容】 信託受益権の価額のうち、次の金額までは贈与税がかかりません。

ア 特別障害者である特定障害者 6,000万円

イ 特別障害者以外の特定障害者 3,000万円

【備考】 この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を信託会社を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。

6. 身体障害者用物品の購入、借受けに対する消費税及び地方消費税の非課税

窓口 横須賀税務署 (TEL 824-5500)

【対象】 身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造または機能を有する物品で一定のものを購入または借受けた場合

【内容】 身体障害者用物品としての義肢、車いす、盲人安全つえ等の購入、借受けについては、消費税及び地方消費税はかかりません。

7. 非課税貯蓄制度（マル優・特別マル優）

窓口 銀行、証券会社など

【対象】 ア 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人

イ 障害年金を受けている人

【内容】 預金や郵便貯金、公債（国債、地方債）などの元本700万円までの利子所得で課税される所得税と復興特別所得税を非課税にできる制度です。

○マル優の対象となる貯蓄…預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託、有価証券（4種類の貯蓄の元本の合計額が350万円までの利子）

○特別マル優の対象となる貯蓄…国債、地方債

（2種類の額面の合計額が350万円までの利子）

【対象】ア 身体障害者手帳を持っている人で、次に該当する人

○視覚 1 級から 3 級までと 4 級の 1

○聴覚 2 級と 3 級

○平衡機能 3 級と 5 級

○音声機能または言語機能 3 級

○上肢 1 級と 2 級

○下肢 1 級から 7 級まで

○体幹 1 級から 3 級までと 5 級

○乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能：上肢機能 1 級と 2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）移動機能 1 級から 7 級まで

○内部 1 級から 4 級まで

イ A1または A2の療育手帳を持っている人

ウ 1 級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人

【内容】①上記の人が所有し、運転する自動車

②もっぱら上記の人が乗るために上記の人と生計を一にする人が所有し、その人が運転する自動車

③上記の人で、障害者のみの世帯であり、上記の人が所有し、常時介護する人が運転する自動車

①～③のいずれかに該当する自動車の自動車税種別割と自動車税環境性能割が減免されます。

詳しくは、県税事務所にお問い合わせください。

【手続】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転免許証、車検証など

【備考】ア ①～③の「所有」は、リース車を除く自家用車に限ります。

イ ②のうち同居でない場合、障害者と生計を一にすることが確認できる書類（所得税確定申告書の控えなど）も必要です。

ウ 障害者が福祉施設等に入所している場合で、障害者と生計を一にする人が運転する自動車については、障害者の帰宅や通院等のために継続的に週 1 日以上使用していることが証明されたものに限りします。

エ ③の場合、必要書類については県税事務所にお問い合わせください。

オ 軽自動車の軽自動車税環境性能割が減免になる場合があります。

（登録した日から 1 月を経過する日までに申請）

9. 軽自動車税（種別割）の減免 **窓口 市役所 市民税課軽自動車税担当（TEL 822-9733）**

【対象】ア 身体障害者手帳を持っている人で、次に該当する人

- 視覚4級の1まで
- 聴覚・音声・言語・そしゃく3級まで
- 平衡機能3級と5級
- 上肢2級まで
- 下肢6級まで
- 体幹1～3級及び5級
- 内部障害4級まで

イ A1またはA2の療育手帳を持っている人

ウ 1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人

【内容】①上記の人が所有し、本人が運転する軽自動車など

②上記の人が乗るために上記の人または生計を一にする人が所有し、その人が運転する軽自動車など

③上記の人で、障害者のみの世帯であり、上記の人が所有し、常時介護する人が運転する軽自動車など

①～③のいずれかに該当する軽自動車などの軽自動車税（種別割）が減免されます。

【手続】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転免許証、車検証（登録済証・標識交付証明書）、納税通知書（5月初旬に送付）

【備考】①減免できる車両は1人の対象者につき普通自動車などを含め1台に限られます。

②減免申請は納税通知書が届いてから（5月初旬に送付）納期限（5月末）までに市民税課軽自動車税窓口で行ってください。普通自動車と異なり車両登録時に行うものではありません。期限を過ぎると申請はできません。

③初回減免の後、次年度以降継続して減免を受けられる人は、毎年4月初旬に減免確認書（申請書）を送付しますので、必要個所に記入のうえ指定期限までに必ず返送してください。ご回答がない場合、減免を取り消すことがありますのでご注意ください。

④毎年6月初旬に「軽自動車税（種別割）賦課決定及び減免決定通知書」が送付されます。

⑤車両の変更（普通自動車含む）、手帳記載内容の変更、車両名義の変更など減免内容に変更があった場合は新たに減免の申請等が必要になります。前もって市民税課 軽自動車税担当にご相談ください。

10. 個人事業税の減免及び課税対象外 **窓口 横須賀県税事務所（TEL 823-0210）**

(1) 減免

【対象】1級から4級までの身体障害者が個人で事業を営む場合

【内容】事業税額から5,000円を限度として減免されます。

(2) 課税対象外

【対象】両眼の視力0.06以下の視覚障害者が、あんま、はり、きゅう、その他医業に類する事業を個人で営む場合

【内容】事業税は課税対象外となります。

8 障害福祉サービス

1. 障害福祉サービス

窓口 障害福祉課

【対象】ア 身体障害者手帳を持っている人

イ 療育手帳を持っている人、または知的障害があると判定された人

ウ 精神障害者保健福祉手帳、自立支援（精神通院）医療証などで精神障害があることが確認できる人

エ 障害者総合支援法の対象疾病（難病等）（「障害者福祉の手引き（資料）」参照）

【内容】障害者総合支援法に基づくサービスで、障害のある人それぞれの障害の程度や社会活動の様子、居住などの状況を踏まえて個別に支給決定が行われる支援サービスです。

①訪問系サービス…主に障害のある人の自宅で提供される支援サービス

居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護、自立生活援助

②日中活動系サービス…施設を利用して主に昼間に提供される支援サービス

生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援（A型・B型）、短期入所（ショートステイ）、療養介護

※児童福祉法に基づくサービス：児童発達支援（未就学児）、放課後等デイサービス（学齢期児童）、保育所等訪問支援など

③居住系サービス…施設などで、主に夜間や休日に提供される支援サービス

施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）

【手続】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援（精神通院）医療証、特定医療費（指定難病）医療受給者証、審査用の医師意見書（必要時）、市民税課税（非課税）証明書（必要時）、個人番号（個人番号カードなど）

【備考】①利用料は、原則1割負担。世帯の状況に応じて、利用者負担の上限月額が設定されます。

②サービスを利用する前に申請し、必要時、障害支援区分の認定を受け、支給決定を受けてください。

③介護保険被保険者は、介護保険での給付が優先されます。

2. 地域生活支援事業

窓口 障害福祉課

【対象】ア 身体障害者手帳を持っている人

イ 療育手帳を持っている人、または知的障害があると判定された人

ウ 精神障害者保健福祉手帳、自立支援（精神通院）医療証などで精神障害があることが確認できる人

エ 障害者総合支援法の対象疾病（難病等）（「障害者福祉の手引き（資料）」参照）

※日中一時支援事業（日帰り短期入所）の対象は、アの児童とイです。

【内容】障害者総合支援法に基づくサービスで、障害のある人のニーズや社会資源の状況など地域の実情に応じて、市町村の創意工夫で、柔軟な形で実施できる支援サービスです。

移動支援事業、日中一時支援事業（日帰り短期入所）

【手続】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援（精神通院）医療証、特定医療費（指定難病）医療受給者証、市民税課税（非課税）証明書（必要時）、個人番号（個人番号カードなど）

【備考】①利用料は、原則 1 割負担。世帯の状況に応じて、利用者負担の上限月額が設定されます。

②サービスを利用する前に申請し、必要時、障害支援区分の認定を受け、支給決定を受けてください。

3. その他の在宅支援

(1) 出張理容等サービス

窓口 障害福祉課または介護保険課

【対象】65歳未満の1級・2級の両下肢または体幹機能障害者で歩行不能の人

※ 施設に入所している人、病院に入院している人は対象外です。

※ 未就学児は対象外です。

【内容】近所の理容師または美容師が出張して年6回散髪を行います。

1回あたり500円の自己負担があります。

【手続】身体障害者手帳

【備考】以下の人は介護保険課が窓口です。（自己負担額：1回あたり1,000円）

①65歳以上で介護保険の要介護3～5の認定を受けている人

②特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・養護老人ホームに入所している人、入院している人は対象外です。

(2) 寝具の丸洗い

窓口 障害福祉課または介護保険課

【対象】 65歳未満の1級の肢体障害者

- ※ 施設に入所している人、病院に入院している人は対象外です。
- ※ 未就学児は対象外です。

【内容】 寝具の丸洗いを年3回、業者に委託して行います。

【手続】 身体障害者手帳

【備考】 以下の人は介護保険課が窓口です。（自己負担額：1回あたり500円）

- ① 65歳以上で介護保険の要介護3以上の認定を受けている人
- ② 65歳以上かつ要介護1・2の認定を受けている人で、医師から「おむつ使用証明書」の発行を受けた人
- ③ 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・養護老人ホームに入所している人、入院している人は対象外です。

(3) 巡回入浴サービス

窓口 障害福祉課

【対象】 ア 18歳以上65歳未満の下肢・体幹1級・2級の肢体障害者で、家庭における入浴が困難であり、医師が巡回入浴を適当と認めた人

イ アに該当する人で下肢・体幹1級の肢体障害者で、かつ知能指数35以下の人

ウ 18歳未満の下肢・体幹1級の肢体障害児で、かつ知能指数35以下の人で家庭における入浴が困難であり、医師が巡回入浴を適当と認めた人
(他のサービスの利用等により入浴が可能な人は除く)

【内容】 移動入浴車により、巡回入浴サービスをおおむね月4回行います。

ただし、イ、ウに該当する人は、夏季（6～9月）のみ月6回まで行います。

【手続】 身体障害者手帳、同意書、入浴証明書

【備考】 介護保険の訪問入浴介護を受けられる人は利用できません。

(4) IT講師の派遣

窓口 障害福祉課

【対象】 ア 1級・2級の身体障害者手帳を持っている人（内部障害者を除く。）

イ A1・A2・B1の療育手帳を持っている人

ウ 1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人

【内容】 民間のパソコン教室などへの参加が困難な重度障害者に対して、自宅などにITに詳しいボランティアを派遣してマンツーマンでパソコン講習を行います。

【手続】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

【備考】 ① 1講習原則5回です。

② お一人につき年1講習の利用となります。

③ 講習に必要なパソコン機器などは原則障害者本人が用意してください。

9 補装具・日常生活用具等

1. 補装具費の支給制度

窓口 障害福祉課

【対象】ア 身体障害者手帳を持っている人

イ 障害者総合支援法の対象疾病（難病等）（「障害者福祉の手引き（資料）」参照）

【種類】義肢（義手・義足）、装具（下肢・靴型・体幹・上肢）、座位保持装置、車いす、電動車いす、視覚障害者安全杖、義眼、眼鏡（矯正用・遮光用等）、補聴器、歩行器、歩行補助杖、重度障害者用意思伝達装置、人工内耳修理（音声信号処理装置）など

【手続】身体障害者手帳（難病患者の方については、特定医療費（指定難病）医療受給者証または疾患名の記載された診断書）、相談記録票及び医学的判定（意見）書、処方箋、見積書、市民税課税（非課税）証明書もしくはマイナンバー（転入等で本市で課税状況が把握できない場合）

【備考】○原則1割負担。ただし世帯の課税状況により負担額の上限が定められています。

市民税所得割年額46万円以上の方が同一世帯にいる場合は対象外となります。

○支給には各種条件がありますので、購入や修理をする前にご相談ください。

○車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助杖は介護保険での貸与が優先されます。

2. 日常生活用具給付事業

窓口 障害福祉課

【対象】ア 身体障害者手帳を持っている人

イ 療育手帳を持っているか、知的障害があると判定された人

ウ 障害者総合支援法の対象疾病（難病等）（「障害者福祉の手引き（資料）」参照）

【種類】特殊寝台、移動用リフト、入浴補助用具、火災警報器、自動消火器、盲人用体重計、携帯用会話補助装置、視覚障害者用ポータブルレコーダー、ストマ用具など

【手続】身体障害者手帳、療育手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証、見積書、市民税課税（非課税）証明書（必要時）

※なお、居宅生活動作補助用具については、図面、写真（工事開始前）が必要です。

【備考】○原則1割負担。ただし世帯の課税状況により負担額の上限が定められています。

市民税所得割年額46万円以上の方が同一世帯にいる場合は対象外です。

○在宅での生活を便利にするための用具のため、施設に入所している人または病院に入院している人は受けられません。（一部、例外の用具もあります。）

○一部の用具は、医師の意見書（診断書）が必要になります。

○給付を受ける前に申請が必要になります。

【対象】排せつの介助を必要とする、65歳未満の在宅の重度障害者で下記のいずれかに該当する人

- 1級・2級の身体障害者手帳を持っている人
- 知能指数35以下の人
- 3級の身体障害者手帳を持っていて、知能指数50以下の人
- 介護保険第2号被保険者で要介護3～5の人

※ 施設に入所している人、病院に入院している人は対象外です。

【内容】月額3,000円以内で、テープタイプ、パンツタイプ、平型、尿とりパッドなどの紙おむつを支給します。

【手続】身体障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証

【備考】以下の人は介護保険課が窓口です。（月額2,700円以内）

65歳以上の市民税本人非課税の人であって、次の①もしくは②にあてはまる人

- ①要介護4、5の方
- ②要支援1、2及び要介護1～3の方で、要介護認定調査票の一定の基準を満たした人等

※特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・養護老人ホームに入所している人、入院している人は対象外です。

1. 乗り物の割引

(1) 鉄道運賃の割引

窓口 各駅などの乗車券販売窓口

①JR 旅客運賃

【対象】ア 身体障害者手帳を持っている人

イ 療育手帳を持っている人

【内容】次の表のとおりです。

種別		第1種障害者		第2種障害者	
乗車形態		障害者が 単独で乗車	障害者が介護者と ともに乗車	障害者が 単独で乗車	12歳未満の障害者が 介護者とともに乗車
乗車券の種類	普通乗車券	本人 5 割引 (片道の営業キロが 100キロを超える場合)	本人 5 割引 介護者 5 割引 (距離制限なし)	本人 5 割引 (片道の営業キロが 100キロを超える場合)	×
	定期乗車券 (※)	×	本人 5 割引 介護者 5 割引	×	介護者 5 割引
	回数乗車券	×	本人 5 割引 介護者 5 割引	×	×
	普通急行券	×	本人 5 割引 介護者 5 割引	×	×

(※) ①介護者については、通勤定期乗車券のみ割引されます。

②小児定期乗車券は割引されません。

【手続】身体障害者手帳または療育手帳を提示してください。なお、12歳以上の第1種手帳所持者が、介護者とともに、100km までの区間乗車する場合は、自動券売機で購入した小児乗車券の利用も可能です。(ただし、有人改札を利用してください。)

②私鉄・横浜市営地下鉄等運賃

【対象】ア 身体障害者手帳を持っている人

イ 療育手帳を持っている人

【内容】JR 運賃とほぼ同様の取扱いがなされています。なお、横浜市営地下鉄、シーサイドラインには障害者単独利用の場合の距離制限はありません。

【手続】身体障害者手帳または療育手帳を提示してください。

なお、12歳以上の第1種手帳所持者が、介護者とともに、100km までの区間乗車する場合は、自動券売機で購入した小児乗車券の利用も可能です。

(ただし、有人改札を利用してください。)

【備考】各社により内容などが若干異なりますので、詳しくは各窓口へお問い合わせください。

(2) バス運賃の割引

窓口 各交通機関

【対象】ア 身体障害者手帳を持っている人

イ 療育手帳を持っている人

【内容】次の表のとおりです。

種別	第1種障害者		第2種障害者
乗車形態	障害者が乗車 単独で乗車	障害者ととも 介護者ととも 乗車	障害者が乗車 単独で乗車
乗車券 (運賃)	本人5割引	本人5割引 介護者5割引	本人5割引
定期乗車券 (※)	本人3割引	本人3割引 介護者3割引	本人3割引

(※) 小児定期乗車券は割引されません。

【手続】身体障害者手帳、療育手帳、運賃割引証のいずれかを提示してください。

【備考】①障害者が乗車するときは、手帳の提示のみで利用できます。

第1種の人には介護者の割引もできます。

②手帳の紛失が心配な人に割引証を障害福祉課及び各行政センターで交付しています。

③県外のバスは、各社により内容などが異なります。

(3) 国内航空運賃の割引

窓口 各航空会社カウンター、営業所、指定代理店等

【内容】障害者に対して航空運賃が割引になる場合があります。

【備考】割引制度の有無、内容については、各航空会社等にお問い合わせください。

(4) タクシー運賃の割引

窓口 タクシーの運転手

【対象】ア 身体障害者手帳を持っている人

イ 療育手帳を持っている人

【内容】タクシー（個人タクシーを含む）を利用する場合、運賃が1割引となります。

【備考】①タクシーに乗車した際に、運転手に身体障害者手帳または療育手帳を提示してください。

②横浜・川崎・横須賀のタクシーに関する苦情や要望は、神奈川タクシーセンター（電話 045-252-0300）へお寄せください。ホームページもあります。

③一部のタクシー会社等に関り、精神障害者保健福祉手帳で割引を受けられる場合があります。

(5) フェリー旅客運賃の割引 窓口 東京湾フェリー(久里浜 8-17-5 TEL 830-5622)

【対象】ア 身体障害者手帳を持っている人

イ 療育手帳を持っている人

ウ 精神障害者保健福祉手帳を持っている人

【内容】東京湾フェリーの旅客運賃で障害者本人と介護者 1 人分が 5 割引になります。

【手続】乗船券販売窓口で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを提示してください。

(6) 有料道路通行料金の割引 窓口 障害福祉課

【対象】ア 身体障害者手帳を持っている人が自ら運転する自動車

(自家用車、二輪自動車 (125CC 以上)、知人の車、レンタカー、代車など)

イ 第 1 種の身体障害者手帳を持っている人、第 1 種の療育手帳を持っている人を同乗させて、介護者が運転する自動車

(自家用車、二輪自動車 (125CC 以上)、知人の車、レンタカー、代車、タクシー
(一般・介護・福祉)、福祉有償運送車両など)

※注) 自家用車、二輪自動車 (125CC 以上) は ETC 利用登録が障害者一人につき 1 台指定した車両で可能です (車種・所有者条件あり)。それ以外の車両は ETC 利用登録はできませんが、一般レーン等で手帳と手帳に貼付しているシールを提示して割引を受けることができます。

ただし、【対象】ア・イ共通で、営業車 (事業用)、軽トラック、一部貨物自動車など割引対象外の車両もありますので、詳細については「有料道路 ETC 割引登録係」(電話 045-477-1233) へお問い合わせください。

【内容】東日本・首都・中日本など高速道路株式会社 6 社、各府県道路公社等の有料道路通常料金が 5 割引になります。

【手続方法】

①オンライン申請 (ETC 利用登録のみ)

サイト : <https://www.expressway-discount.jp>

問い合わせ先 : 「有料道路 ETC 割引登録係」(電話 045-477-1233)

②障害福祉課窓口申請 (ETC 利用登録・一般レーン用登録)

<持ち物> ETC 利用登録の場合

身体障害者手帳、第 1 種の療育手帳、車検証^{※1}、運転免許証 (【対象】アのみ)、障害者本人名義の ETC カード (障害者が 18 歳未満のときは親権者の ETC カードも可)、ETC セットアップ申込書・証明書。

障害福祉課で証明を受けたのち、有料道路 ETC 割引登録係へ証明書を提出。

※1. 電子車検証を取得されている場合は併せて「自動車検査証記録事項」の書類が必要となります。

<持ち物> 一般レーン用登録の場合

身体障害者手帳、第 1 種の療育手帳、運転免許証 (【対象】アのみ)。

手続き後、割引証明のシールを手帳に貼付します。

2. 自動車等利用の援助

(1) タクシー料金（自動車燃料費）の助成

窓口 障害福祉課

【対象】ア 1級・2級の身体障害者手帳を持っていて、次に該当する人

- 視覚障害
- ろうあ（聴覚障害のみの人は対象外）
- 肢体不自由
- 内部障害

イ 知能指数35以下の人

ウ 3級の身体障害者手帳を持っていて、知能指数50以下の人

エ 1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人

【内容】タクシー（自動車燃料給油）利用券（450円相当）を月4枚、年間48枚を上限に交付します。

利用券は原則としてタクシー利用券として交付します。ただし、タクシーを利用できない人は、自動車燃料給油券として助成を受けることもできます。腎臓機能障害で血液透析を行っている人に対しては年間72枚を上限に交付します。

自動車燃料給油利用券として交付を受けた場合に利用券で給油できるのは、次の条件を満たす自動車1台に限られます。

○対象者本人もしくは同居の家族または本市の区域内に住居を有する2親等以内の親族もしくはその配偶者が所有する普通自動車及び軽自動車（自家用車に限る）

【手続】①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

②車検証^{※1}（自動車燃料給油利用券として交付を受ける場合）

※1 電子車検証を取得されている場合は、併せて「**自動車検査証記録事項**」の書類が必要となります。

※2 代理申請の場合は、代理人の本人確認書類及び代理権の確認できる書類（委任状等）が必要です。
（住民票上、同一世帯のご家族が代理で手続きされる場合、委任状は不要です。）

【条件】①タクシー料金は1回につき7枚まで、自動車燃料給油費については1回につき4枚まで使用できます。

②施設に入所している人は受けられません。

③利用券の換金・譲渡はできません。

④タクシー利用券は、対象者が乗車している場合にのみ使用することができます。

⑤タクシー乗車の際は、運転手に障害者手帳を提示してください。

⑥自動車燃料給油利用券は、対象者本人が運転、または対象者の移動のために家族が運転する場合に限り利用できます。

⑦給油する前に障害者手帳をガソリンスタンドの従業員に提示してください。

⑧毎年2月初旬に、対象となる人に申請書を送付します。

締切までに申請書を提出していただいた人には、4月上旬から順次、簡易書留で配達されます。申請書を提出したにも関わらず、4月末になっても届かない場合は、障害福祉課までご連絡ください。

(2) 自動車運転訓練費の助成

窓口 障害福祉課

【対象】身体障害者手帳を持っている人で、次に該当する人

○ 1 級から 4 級までの下肢・体幹または内部障害

○ 1 級の上肢障害

【内容】県公安委員会指定の自動車教習所で免許証取得のための初めての技能教習を受けた費用の 3 分の 2 を助成します。ただし、10 万円を限度とします。

【手続】身体障害者手帳、技能検定合格証明書、運転免許証

【備考】申請の期限は免許証の初めての交付を受けた日から 1 年以内。免許は普通自動車に限ります。

(3) 自動車改造費用の助成

窓口 障害福祉課

【対象】身体障害者手帳を持っていて、通勤などのために自分で所有する自動車を自分で運転する人（一部所得制限があります。）

【内容】自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造するための費用を 10 万円を限度として助成します。

【手続】身体障害者手帳、見積書、運転免許証、車検証、自動車検査証記録事項（電子車検証を取得した方のみ）、源泉徴収票（必要時）、改造内容のわかるカタログ（コピー可）

【備考】改造を行う前に申請が必要です。

(4) 駐車禁止除外指定車の指定

窓口 各警察署 交通課

【対象】「駐車禁止除外指定対象範囲」に該当する方

【内容】公安委員会から交付された駐車禁止除外指定車標章を掲示すれば、駐車禁止区域内（法定禁止区域、駐停車禁止区域内などを除く。）でも他の交通の妨害とならない限り駐車できます。

※駐車禁止除外指定車標章は、指定を受けた対象者本人に交付されますので、交付を受けた障害のある方が、現に乗車している車両に標章を掲出した場合に駐車できます。（車両を指定するものではありません。）

【手続】下記の必要書類をすべて 1 通ずつ用意し、下記担当窓口に申請してください。

(1) 駐車禁止除外車両指定申請書

申請書は、各警察署の交通課窓口にあります。

また、神奈川県警察のホームページからダウンロードできます。

<https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesf4051.htm>

(2) 交付を受ける方の住民票の写し（申請日から 3 か月以内に交付されたもの、コピー可）

(3) 交付対象に該当することを証明する書面

(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、小児慢性
特定疾病児童手帳等の写し及び原本)

※手帳等の写しは、氏名、生年月日、住所、障害名、個別等級記載の部分が確認
できるように、A4判にてご用意ください。

申請時に窓口にて確認しますので、手帳等の原本もお持ちください。

(4) 旧標章（更新の場合のみ）

※旧標章を窓口で確認しますので、持参してください。また、新しい標章を
受け取る際は、旧標章との交換になります。

(5) 委任状（代理申請の場合のみ）

※障害者本人以外の代理人が申請する際に必要となる場合があります。

◎申請内容により、上記のほかに必要書類が生じることがあります。

◎標章は公安委員会交付のため、申請から交付まで約2～3週間かかります。

【申請窓口】 住所地を管轄する警察署の交通課

午前9時～正午、午後1時～午後4時

（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）

◎横 須 賀警察署 電話 822-0110

◎田 浦警察署 電話 861-0110

◎横須賀南警察署 電話 835-0110

駐車禁止除外指定対象範囲

身体障害者		
視覚障害		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1
聴覚障害		2 級及び 3 級
平衡機能障害		3 級
上肢不自由		1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2
下肢不自由		1 級から 4 級までの各級
体幹不自由		1 級から 3 級までの各級
乳幼児期以前の 非進行性の脳病 変による運動機 能障害	上肢機能	1 級及び 2 級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
	移動機能	1 級及び 2 級
心臓機能障害		1 級及び 3 級
じん臓機能障害		1 級及び 3 級
呼吸器機能障害		1 級及び 3 級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1 級及び 3 級
小腸機能障害		1 級及び 3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能 障害		1 級から 3 級までの各級
肝臓機能障害		1 級から 3 級までの各級
知的障害者		療育手帳 A 1, A 2 所持者
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している者の うち、精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を 受けている者に限る。
色素性乾皮症者		小児慢性特定疾病児童手帳等 色素性乾皮症の認定を受けている者

3. その他

(1) 障害者に関するマークの一例

各団体等が作成・所管する障害者に関するマークの一例を紹介します。

各マークは、以下に記載する各省庁・自治体・団体が作成・所管するものであり、お問い合わせ等は各マークの所管先へお願いします。(順不同)

障害者のための国際シンボルマーク

窓口 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 (TEL 03-5273-0601)



このマークは、障害者が利用できる建物、施設であることを示す世界共通のシンボルマークです。

なお、個人の車にマークを表示しても、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力はありませんので、ご注意ください。

盲人のための国際シンボルマーク

窓口 社会福祉法人日本盲人福祉委員会 (TEL 03-5291-7885)



世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。

ほじょ犬マーク

窓口 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課自立支援振興室 (TEL 03-5253-1111(代))



身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。

身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。

補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。

ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または妊娠初期の人など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が平成24年10月に作成、推進しているマーク。

ヘルプマークの配布について、障害福祉課窓口にお申し付けください。

身体障害者標識（身体障害者マーク）

窓口 警察庁交通局交通企画課 (TEL 03-3581-0141(代))



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）



窓口 警察庁交通局交通企画課 (TEL 03-3581-0141(代))

聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

耳マーク



窓口 一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
(TEL 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046)

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。

聴覚障害者は見た目にはわからないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。

オストメイト用設備／オストメイト



窓口 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 (TEL 03-3221-6673)

オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。

このマーク (JIS Z8210) は、オストメイトのための設備 (オストメイト対応のトイレ) があること及びオストメイトであることを表しています。

ハート・プラス マーク



窓口 特定非営利活動法人ハート・プラスの会

(TEL 080-4824-9928)

「身体内部に障害がある人」を表しています。

身体内部（心臓、呼吸機能、腎臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある人は外見からわかりにくいと、様々な誤解を受けることがあります。内部障害の人の中には、電車などの優先席に座りたい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。

子ども用車いす



窓口 一般社団法人 mina family (TEL 06-7777-2708)

「子ども用車いす」や「病気や障害があってもベビーカーでしか移動できない人が使用しているベビーカー」、その利用を認めている施設の入口などに表示されています。

ベビーカーと間違えられがちですが、「車いす」と同じように畳む必要はなく使用できるものです。

「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク



窓口 岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課 (TEL 058-214-2138)

白杖を頭上50cm程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

(社会福祉法人日本盲人会連合推奨マーク)

(2) 施設通所者の交通費助成

窓口 障害福祉課

【対象】市が定める障害者施設に通所している人

【内容】訓練などのため施設や地域作業所に通所した人に交通費を助成します。(①または②)

【補助額】①交通費の全額(最も経済的かつ合理的と認められる通所の経路及び方法により算出した額)

②自家用車による送迎は月額2,000円(ただし、1カ月の開所日数のうち、6日以上通所した人)

【手続】市内の施設・作業所に通所する人・・・通所先の施設でお手続きください。

市外の施設・作業所に通所する人・・・障害福祉課へお問い合わせください。

(3) 神奈川県福祉バス「ともしび号」の運行

窓口 神奈中観光株式会社 福祉バス係

【対象】障害児者の利用者が3分の1以上の20名～50名までのグループ

※ 障害福祉施設、病院等法定事業者は対象外です。

【内容】障害者の人が文化・レクリエーション活動などに団体で出かける時に利用できる車いすリフト付大型バス「ともしび号」を運行します。

(1団体あたり1年度につき2日間まで)

【申込】申込受付専用ダイヤル(電話 042-706-4990 FAX 042-788-2651)

受付日:利用希望日の3カ月前の同日

※申込み初日が土曜日・日曜日・祝日・年末年始の場合は直後の平日

受付時間:月曜日～金曜日 午前10時～正午

11 情報・意思疎通支援

1. 郵便等による不在者投票

窓口 選挙管理委員会 (TEL 822-8499)

【対象】ア 身体障害者手帳を持っていて、次のいずれかの要件に該当する人

○両下肢、体幹、移動機能の障害の程度が1級または2級

○心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の程度が1級または3級

○免疫・肝臓の障害の程度が1級から3級

イ 介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人

【内容】国政選挙や地方選挙の際、郵便などによる不在者投票をすることができます。なお、上記に該当する人で上肢または視覚の障害の程度が1級である人は代理記載で郵便などによる不在者投票をすることができます。

【手続】事前に選挙管理委員会に申請し、郵便等投票証明書の交付を受け、選挙ごとにこの証明書を提示して投票用紙などを請求してください。

2. 点字版・録音版広報紙の発行

窓口 点字図書館 (TEL 822-6712)

【対象】視覚障害者

【内容】広報よこすかの点字版または録音版を送付します。

【手続】身体障害者手帳

3. 110番アプリシステム・FAX110番

窓口 警察庁・県警本部

聴覚、音声機能または言語機能障害のある人が、スマートフォン・携帯電話のメール、ファクスを利用して警察へ通報できるシステムです。緊急に警察官に来てほしいときに利用できます。

詳しくは、警察庁（110番アプリシステム）、県警本部（FAX110番）のホームページをご覧ください。

4. FAX119番

窓口 障害福祉課

聴覚、音声機能または言語機能障害がある人のファクスを利用した通信手段です。

火事や病気の際、消防車や救急車に来てほしいときに利用できます。

ファクス番号 119（無料）（消防局に設置されています。）

5. NET119サービス

窓口 消防局指令課

聴覚、音声機能または言語機能障害がある人のスマートフォン・携帯電話を利用した通信手段です。

火事や病気の際、消防車や救急車に来てほしいときに利用できます。

事前にNET119サービスの登録申請が必要です。

【手続】携帯電話もしくはスマートフォン

【窓口】消防局指令課 （電話 821-6461 FAX 823-8406）

6. ファクス防災無線放送

窓口 障害福祉課

【対象】聴覚障害者

【内容】ファクスによる防災無線放送の情報提供を行います。事前に登録が必要です。

【手続】障害福祉課でお申し込みください。

【備考】障害の有無に関わらず、メールやLINEで防災無線放送の情報提供を受けることができます。詳しくは、危機管理課のホームページをご覧ください。

7. ファクス使用料金の助成

窓口 障害福祉課

【対象】聴覚、音声機能または言語機能障害3級以上で、所得税非課税世帯に属する人

【内容】ファクス使用料金（現行月額1,600円）の2分の1を助成します。

【手続】身体障害者手帳、市民税課税（非課税）証明書（必要時）

8. 聴覚障害者用シールの配布

窓口 障害福祉課

【対象】聴覚障害者またはシールを必要とする医療機関など

【内容】聴覚障害者であることを示すシンボルマークのシールを配布します。預貯金通帳や医療機関の診察券などに貼って利用します。

9. 手話通訳者・要約筆記者の派遣

窓口 障害福祉課

【対象】聴覚、音声機能または言語機能障害がある人

【内容】公的機関や病院などへ行くときに手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

さらに、夜間、休祭日に疾病などのため病院などへの緊急の受診が必要となった場合には、あらかじめ消防局に登録された手話通訳者や要約筆記者を医療機関などに派遣します。

【手続】身体障害者手帳

10. 盲ろう者通訳・介助員の派遣

窓口 神奈川聴覚障害者総合福祉協会

【対象】視覚障害または聴覚障害の程度が4級以上で、視覚障害と聴覚障害との重複による障害の程度が1級または2級の身体障害者手帳を持っている人

【内容】外出時の情報保障・コミュニケーション支援と移動介助を行う通訳・介助員を派遣します。

【窓口】社会福祉法人 神奈川聴覚障害者総合福祉協会（〒251-8533 藤沢市藤沢933-2）
電話 0466-27-1911 FAX 0466-27-1225

【手続】事前に、窓口で利用登録が必要です。

11. 失語症者向け意思疎通支援者派遣

窓口 神奈川県言語聴覚士会

【対象】神奈川県在住、失語症により意思疎通を図ることが困難な方

【内容】意思疎通を図ることが困難な失語症者に、外出の同行及び外出先でのコミュニケーションの支援を行う失語症者向け意思疎通支援者を派遣します。

【窓口】神奈川県言語聴覚士会（失語症者向け意思疎通支援事業ワーキンググループ）

【手続】郵送またはメールで事前利用登録が必要です。

Eメール ishisotsuu@kanagawa-slht.org

※詳細は神奈川県言語聴覚士会ホームページ（<https://www.kanagawa-slht.org>）失語症者向け意思疎通支援事業をご参照ください。

12. 聴覚障害者相談員

窓口 障害福祉課

【対象】手話による意思疎通のできる聴覚障害者

【内容】各種の手続や相談などがスムーズに行われるよう、障害福祉課に手話のできる聴覚障害者相談員がいます。

13. 手話・要約筆記を学ぶ

窓口 障害福祉課

(1) 横須賀市手話講習会・横須賀市手話通訳者養成講習会

【対象】○聴覚障害者と健常者とのコミュニケーションを図るための手話を学習したい人

○手話通訳者を目指す人

【内容】手話の普及と、手話通訳者の養成をします。

手話講習会（初級）・手話通訳者養成講習会（基本、応用）

【会場】総合福祉会館

(2) 神奈川県手話通訳者養成講習会

【対象】手話通訳者を目指す人

【内容】手話通訳者の養成をします。

横須賀市手話通訳者養成講習会修了者等が参加申込できます。

【会場】神奈川県聴覚障害者福祉センター（藤沢市）

(3) 神奈川県要約筆記者（パソコン）養成講習会

【対象】要約筆記者を目指す人

【内容】パソコン要約筆記者の養成をします。

【会場】神奈川県聴覚障害者福祉センター（藤沢市）

※要約筆記とは聞こえの不自由な人に音声で伝える筆記通訳のことです。

12 公共料金等

1. 水道料金・下水道使用料の減免

窓口 障害福祉課

【対象】ア 1級、2級の身体障害者手帳を持っている人がいる世帯

イ 知能指数35以下の人がいる世帯

ウ 3級の身体障害者手帳を持っていて、知能指数50以下の人がいる世帯

エ 1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人がいる世帯

※ ○生活保護受給世帯・施設入所者は対象外です。

○平成19年7月1日以後に初めて障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を取得された人で、手帳交付日に65歳に達していた人は対象外です。

【内容】水道料金及び下水道使用料の一部が減免されます。

【手続】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、水道料金領収書

【備考】転居した場合、転居先でも減免を受ける場合は新たに申請が必要です。

※料金等については、上下水道局お客様料金サービスセンターへお問い合わせください。

（電話 823-3232）

2. NHK放送受信料の減免

窓口 障害福祉課

【対象及び内容】

ア 半額免除

○世帯主が視覚障害、または聴覚障害の身体障害者手帳を持っていて、NHKとの放送受信契約者の場合

○世帯主が1級、2級の身体障害者手帳、A1、A2の療育手帳（または「最重度」もしくは「重度」に相当する記載がある判定書）、1級の精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っていて、NHKとの放送受信契約者の場合

イ 全額免除

○障害者手帳を持っている人のいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税の場合

【手続】身体障害者手帳、療育手帳（または判定書）、精神障害者保健福祉手帳、申請者が代理人の場合、代理人と世帯主が同一世帯であれば、代理人の本人確認書類、代理人と世帯主が同一世帯でなければ委任状及び代理人の本人確認書類、印鑑

【備考】障害福祉課で資格確認を受けてNHK横浜放送局へ免除申請書を提出します。

（〒231-8324 横浜市中区山下町281 電話 045-212-2661）

3. 携帯電話の基本使用料等の割引

窓口 携帯電話取扱店など

【対象】ア 身体障害者手帳を持っている人

イ 療育手帳を持っている人

ウ 精神障害者保健福祉手帳を持っている人

エ 特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、特定疾患登録者証のいずれかを持っている人

【内容】携帯電話の月額基本使用料や各種サービスの月額使用料等が割引になる場合があります。

【備考】詳しい手続きや内容は、携帯電話取扱店窓口にお問い合わせください。

4. ふれあい案内（無料番号案内）

窓口 NTT東日本ふれあい案内

【対象】ア 身体障害者手帳を持っていて、次に該当する人

○視覚障害１級～６級

○肢体不自由１級、２級（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）

○聴覚障害２級、３級、４級、６級

○音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害３級、４級

イ 療育手帳を持っている人

ウ 精神障害者保健福祉手帳を持っている人

【内容】無料で電話番号を案内する「ふれあい案内」を提供しています。

（ご利用には、事前に登録が必要です。）

【お申し込み・お問い合わせ先】 受付電話番号：フリーダイヤル 0120-104174（全国共通）

FAX番号：フリーダイヤル 0120-104134（全国共通）

受付：午前９時～午後５時 月曜日～金曜日

（土曜日・日曜日・祝日、年末年始（12/29～1/3）は休み）

5. J : COM ハートフルプラン

窓口 J : COM

【対象】ア １級、２級の身体障害者手帳を持っている人

イ A１、A２、B１の療育手帳を持っている人

ウ １級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人

【内容】テレビ等サービスの月額使用料等が割引になります。

【お問い合わせ先】

J : COMカスタマーセンター 受付電話番号：フリーダイヤル 0120-999-000

受付：午前９時～午後６時（年中無休）

※その他障害者向けの割引制度の有無については、各事業者に直接お問い合わせください。

6. 障害者温水訓練室

窓口 くりはま花の国プール(TEL 835-7754)

【対象】ア 身体障害者手帳を持っている人

イ 療育手帳を持っている人

ウ 精神障害者保健福祉手帳を持っている人

【内容】温水の運動効果による機能回復等を自主的に行おうとする心身障害者（児）及びその介護者に対し、くりはま花の国プールの一部を無料で提供するものです。

4m×10mの温水プールが主体となっています。個人使用と団体（専用）使用があります。

【手続】事務室に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを提示してください。

7. 市立施設の使用料の減免

窓口 各施設

【対象】ア 身体障害者手帳を持っている人

イ 療育手帳を持っている人

ウ 精神障害者保健福祉手帳を持っている人

【手続】各施設へ身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを提示してください。

施設名	減免の内容等
横 須 賀 美 術 館	観覧料は無料（介助者1名まで全額減免）
ヴェルクよこすか （ 勤 労 福 祉 会 館 ）	トレーニング室は半額減免（介助者1名まで減免） ホール・会議室・研修室・和室・音楽室は減免なし
総 合 体 育 会 館	個人使用する場合は半額減免（介助者1名まで減免） 障害者団体が使用する場合は半額減免
北 体 育 会 館	
南 体 育 会 館	
西 体 育 会 館	
佐島の丘温水プール	
くりはま花の国プール	花の国温水プール・トレーニング室半額減免（介助者1名まで減免） 障害者温水訓練室は無料（受付で別途手続きあり）
猿 島 公 園	入園料は全額減免 （介助者1名まで全額減免）
し ょ う ぶ 園	
有 料 公 園 施 設	個人使用する場合は、半額減免（介助者1名まで減免） 障害者団体が使用する場合は半額減免 （追浜公園、不入斗公園、はまゆう公園、しょうぶ園、衣笠公園、大津公園、佐原2丁目公園、くりはま花の国、光の丘公園、西公園、湘南国際村西公園、公園水泳プール）
有 料 広 場	個人使用する場合は半額減免（介助者1名まで減免） 障害者団体が使用する場合は半額減免 （夏島グラウンド）
総 合 福 祉 会 館	ホール・会議室・研修室・音楽室は福祉目的で使用する場合は全額減免
す こ や か ん （ 健 康 増 進 セ ン タ ー ）	利用料の半額を減免（当館が認めた介助者1名まで減免）
自 転 車 等 駐 車 場	定期使用及び一時使用ともに利用料金を全額減免（ <u>身体障害者のみ</u> ）

※横須賀美術館駐車場については、障害者手帳の提示により使用料金が免除となります。

※ヴェルクよこすか（勤労福祉会館）駐車場については、障害者手帳の提示により使用料金が免除となります。

※公園に付随する有料駐車場は、障害者手帳の提示により使用料金が免除となります。

ただし、団体で使用する場合は、建設部公園管理課に申請する必要があります。（くりはま花の国、ヴェルニー公園、三笠公園、走水水源地公園、長井海の手公園「ソレイユの丘」、及び荒崎公園駐車場については指定管理者に申請）

※コミュニティセンター（21施設）を障害者団体で使用する場合、「障害者福祉の手引き（資料）」に掲載されている以下の団体は使用料金を減免することが可能です。

1. 障害者関係団体、5. 障害者地域作業所・地域活動支援センター、6. 地域訓練会実施団体

ただし、鴨居コミュニティセンタートレーニング室は、個人使用のため障害者手帳の提示により半額減免（介助者1名まで減免）。詳細は、地域コミュニティ支援課にお問い合わせください。

※その他障害者割引制度の有無については、各施設に直接お問い合わせください。

8. 県立文化施設の入場料免除

窓口 各施設

【対象】ア 身体障害者手帳を持っている人

イ 療育手帳を持っている人

ウ 精神障害者保健福祉手帳を持っている人

【内容】次の県立文化施設は無料で入場できます。

○日比谷花壇大船フラワーセンター（鎌倉市岡本）

○県立歴史博物館（横浜市中区南仲通）

○金沢文庫（横浜市金沢区金沢町）

○近代美術館（鎌倉別館 鎌倉市雪ノ下）

（葉山館 三浦郡葉山町一色）

○近代文学館（横浜市中区山手町）

○生命の星・地球博物館（小田原市入生田）

9. 青い鳥郵便はがきの無償配付

窓口 郵便局

【対象】ア 1級・2級の身体障害者手帳を持っている人

イ A1・A2の療育手帳を持っている人

【内容】4月から5月にかけて各郵便局で受付し、お一人につき20枚通常葉書が無償で郵送にて配付しています。（郵便局の窓口では配付しません）

【手続】(1) 郵便局に備え付けの「青い鳥郵便葉書配付申込書」に必要事項を記入し、身体障害者手帳または療育手帳を提示してください。

(2) 郵便局の窓口で直接申し出ることができない場合は、「青い鳥郵便葉書配付申込書」に必要事項を記入の上郵便局宛てに送付することで手続きが可能です。この場合、「青い鳥郵便葉書配付申込書」（整理票）と身体障害者手帳または療育手帳の写しを同封してください。

10. 盲人用郵便物の無料配達

窓口 郵便局

【内容】(1) 点字のみを掲げたものを内容とする郵便物は、無料で送ることができます。

・最大の大きさ：長さ60cmまで 長さ、幅及び厚さの合計が90cmまで

・最大の重さ：3kg以下

・表面左上部（横に長い場合は右上部）に「点字用郵便」の文字

・開封して差し出していただく必要があります

(2) 盲人用の録音物または点字用紙を内容とする郵便物であり、日本郵便会社が指定した施設から差し出し、またはこれらの施設に宛て差し出すものは無料で送ることができます。

13 住宅

1. 住まい探し相談

窓口 公益社団法人 かながわ住まいまちづくり協会

【対象】 民間賃貸住宅を探している障害者

【内容】 民間賃貸住宅を探している障害者に対して、月 1 回相談会を実施しています。（予約制）

【窓口】 公益社団法人 かながわ住まいまちづくり協会（電話 045-664-6896）

相談受付：月曜日～金曜日（祝日は休み）午前 9 時～午後 5 時

2. 住宅改修相談

窓口 （一社）神奈川県建築士事務所協会横須賀支部

高齢の人や障害のある人が、より住みやすい環境をつくるために、（一社）神奈川県建築士事務所協会横須賀支部の建築士が無料で相談に応じます。

【日時】 毎月第 2 第 4 水曜日 午前 10 時～正午、午後 1 時～午後 3 時 （予約制、1 時間）

【場所】 横須賀市社会福祉協議会相談室（総合福祉会館 2 階）

【窓口】 一般社団法人神奈川県建築士事務所協会横須賀支部（電話 823-0386）

予約受付：月曜日～金曜日（祝日は休み）午後 1 時～午後 5 時

身体状況等により来室できない場合は別途ご相談ください。

3. 住宅設備の改良費補助

窓口 障害福祉課

【対象】 ア 1 級・2 級の身体障害者手帳を持っている人

イ 知能指数 35 以下の人

ウ 3 級の身体障害者手帳を持っていて、知能指数 50 以下の人

ただし、天井走行式移動リフトは、下肢または体幹機能障害 2 級以上で児童を除く 65 歳未満の人、環境制御装置は、児童を除く四肢機能障害 2 級以上の人に限ります。

【内容】 障害者の生活環境整備を進めるため、その障害者に適した住宅設備の改良工事の費用を補助します。

○一般の住宅設備改良 限度額 400,000 円

○天井走行式移動リフトの設置 限度額 1,000,000 円

○環境制御装置の設置 限度額 600,000 円

【手続】 身体障害者手帳または療育手帳、見積書、図面、写真（工事開始前、日付入りのもの）、家主の承諾書（借家にお住いの人のみ）、世帯全員の所得税の課税状況がわかるもの（転入の人のみ）、印鑑

【備考】 ①障害の内容により補助の対象になる工事が異なります。

②世帯の課税状況により補助率が異なります。

③新築、原状回復は、対象となりません。

④申請は必ず工事着工前に行い、補助決定後着工してください。

⑤一度補助を受けると 5 年間は申請することができません。

⑥介護保険による居宅介護住宅改修費または、日常生活用具の居宅生活動作補助用具の支給を受けることができる人は、介護保険または、日常生活用具の支給が優先となります。

4. 市営住宅の当選率の優遇

窓口 (一社) かながわ土地建物保全協会

【対象】 申込本人または同居しようとする家族に次の人がいる世帯

ア 1級から4級までの身体障害者手帳を持っている人

イ A1、A2、B1、B2の判定を受けた知的障害者

ウ 1級から3級までの精神障害者保健福祉手帳を持っている人

エ 精神に障害のある人で、1～2級の国民年金か、1～3級の厚生年金の障害年金証書を交付されている人

オ 障害者総合支援法に定める疾病の難病患者（「障害者福祉の手引き（資料）」参照）で、日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度であることが医師の診断書で証明できる人

【内容】 一般申込世帯よりも当選率が優遇されます。募集時期は市の広報などに掲載されます。

【窓口】 一般社団法人かながわ土地建物保全協会 横須賀サービスセンター

(電話 823-1973 FAX 825-3315)

【備考】 世帯の収入金額など、申込資格に制限があります。なお、ひとりで生活できる障害者は、単身でも入居申込ができます。

5. 県営住宅の当選率の優遇

窓口 神奈川県住宅営繕事務所入居管理課

【対象】 申込本人または同居しようとする家族に次の人がいる世帯

ア 1級から4級までの身体障害者手帳を持っている人

イ A1、A2、B1の判定を受けた知的障害者

ウ 1級から3級までの精神障害者保健福祉手帳を持っている人

エ 精神に障害のある人で1級、2級、3級の国民年金・厚生年金または共済年金の証書を交付されている人、並びに知的障害のある人でこれと同等の証書を交付されている人

【内容】 一般申込世帯よりも当選率が優遇されます。募集時期は県の広報などに掲載されます。

ホームページ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/h5z/cnt/f6022>

【窓口】 神奈川県住宅営繕事務所入居管理課 (電話 045-311-8105 FAX 045-311-8107)

【備考】 世帯の収入金額など、申込資格に制限があります。なお、単身者向住宅には障害者の優遇はありません。

6. 県営住宅家賃の減免

窓口 株式会社東急コミュニティ

【対象】 県営住宅へ入居しており、一定額以下の収入(非課税所得を含む)で、次の人がいる世帯

ア 1級、2級の身体障害者、A1、A2の知的障害者もしくは1級の精神障害者

イ 3級、4級の身体障害者、B1の知的障害者もしくは2級の精神障害者

【内容】 収入に応じて10%から60%の減額が適用されます。障害の程度ア、イによって収入の上限が変動になりますので詳細は窓口までお問い合わせください。

【窓口】 株式会社東急コミュニティ 横須賀サービスセンター

(電話 046-833-7361)

【備考】生活保護費（住宅扶助費）を受給している人、家賃を滞納している人は減免を受けることができません。また、家賃減免期間中に家賃を滞納すると、減免を取り消すことがあります。

7. UR賃貸住宅の入居者募集に係る優遇措置

窓口 （独）都市再生機構

UR都市機構の賃貸住宅（UR賃貸住宅）に申し込む場合、以下のとおり優遇措置があります。

(1) UR賃貸住宅の優遇措置

○「近居割」をご利用される場合

障害者を含む世帯などの優遇対象世帯（他に子育て世帯や高齢者世帯が該当）と、この世帯を支援する世帯が、UR都市機構の指定する同一団地、近隣団地（おおむね半径2キロ圏内）などで「近居」する場合、新たにUR賃貸住宅に入居する世帯の家賃を入居後5年間5%割り引く制度です。

○ 新築のUR賃貸住宅（抽選）に申し込む場合

申込本人または同居する親族に、次のいずれかに該当する障害者が含まれる世帯の人は当選率が一般の人に比べおおむね20倍優遇されます。

ア 1～4級の身体障害者手帳を持っている人

イ 療育手帳（愛の手帳）などの交付を受けている重度の障害のある人で常時介護を要する人、または児童相談所、知的障害者更生相談所または精神科医などから、重度の知的障害またはこれと同程度の精神の障害があると判定されている人で、常時介護を要する人。ただし、介護者として親族の同居が必要となります。

【窓口】独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

ホームページ ◎物件情報 <https://www.ur-net.go.jp/chintai/>

(2) UR賃貸住宅のお申込み資格の特例

UR賃貸住宅にお申込みいただく際には、収入基準等の条件があります。

障害者世帯（他に高齢者・父子母子世帯・満18歳以上の学生）に限り、収入基準等の特例があります。お申込み資格についての詳しい説明は、下記UR営業センターへお問い合わせください。

(3) 神奈川県内のUR営業センター

1. UR横浜営業センター（横浜市神奈川区金港町1-4 横浜イーストスクエア2階）

電話 045-461-4177

営業時間 午前9時30分～午後6時（定休日：水曜・年末年始）

2. UR藤沢営業センター（藤沢市南藤沢22-1 神中第2ビル6階）

電話 0466-50-0061

営業時間 午前9時30分～午後6時（定休日：水曜・年末年始）

3. UR港北営業センター（横浜市都筑区茅ヶ崎中央6-1 サウスウッド3階）

電話 045-530-5033

営業時間 午前10時～午後6時（定休日：年末年始）

4. UR 港南台営業センター（横浜市港南区港南台 3－3－1 港南台 2 1 4 ビル 3 階）

電話 045－834－3351

営業時間 午前 9 時 30 分～午後 6 時（定休日：水曜・年末年始）

14 就労・雇用

1. 障害者の雇用促進

障害者の雇用の促進と職業の安定を図るため「障害者の雇用の促進等に関する法律」は、主に次のような規定を設けています。

- ア 事業主は法律に定められた障害者雇用率以上の障害者を雇用しなければなりません。
- イ 障害者雇用率未達成の事業主（常時雇用労働者数100人超）は、障害者雇用納付金の支払いが必要となります。
- ウ 障害者雇用率をこえて障害者を雇用する事業主には一定の条件のもと障害者雇用調整金が支給されます。
- エ 障害者を解雇する場合は、公共職業安定所長に届出なければなりません。
- オ 障害者を雇用する事業所には、一定の条件のもとに各種の助成金が支給されます。

2. 公共職業安定所（ハローワーク）

専門援助部門の窓口において、障害者それぞれの適性や能力に応じた、きめ細やかな職業相談・紹介・就職後のアフタフォローなどを、就労支援機関との連携のもと行っております。また、パソコンなどのインターネットやハローワークの求人検索機で、障害者に限定した求人を閲覧することができますので、併せてご利用ください。

（横須賀公共職業安定所 TEL 824-8609（43#））

3. 職業訓練（身体障害者・知的障害者・精神障害者） 窓口 公共職業安定所（ハローワーク）

【内容】相模原市にある神奈川障害者職業能力開発校において、障害者が就職するために必要な技術を習得するための職業訓練を行っています。

令和5年4月生の訓練コースと主な対象者は、総合CAD（身体・精神）、IT チャレンジ（身体・精神）、Web・DTP 制作（身体・精神）、ビジネスサポート（視覚）、ビジネスキャリア（身体・知的）、ビジネス実務（精神）、サービス実務（精神）、総合実務（知的）で、訓練期間は、コースにより6カ月、1年に分かれています。また、県内各地域において、訓練期間が3カ月程度の委託訓練「トライ」も随時実施しています。

4. 職業訓練（知的障害者） 窓口 公共職業安定所（ハローワーク）

【内容】伊勢原市にある神奈川能力開発センターにおいて、知的障害者が、労働習慣や社会性を身に付け、職業的に自立することを目指した職業訓練を行っています（訓練期間は2年）。訓練科目は、1年次は職業基礎科（定員30名）、2年次からは総合加工技術コース、施設管理技術コース、物流販売技術コース（定員各10名）に分かれます。

5. 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース他）制度 窓口 公共職業安定所（ハローワーク）

【内容】障害者など就職が特に困難な者を、ハローワークなどをとおして、継続して雇用する労働者として雇入れる事業主に対して、1～3年間助成するもので、支給期間、支給額は、企業規模、所定労働時間、障害区分・程度により異なります。

6. 神奈川県障害者雇用促進センター

【内容】障害者の雇用促進を図るため、企業及び障害者就労支援機関へ障害者の雇用に関する相談及び支援を行っています。

【窓口】神奈川県障害者雇用促進センター

〒231-0026 横浜市中区寿町1-4 神奈川労働プラザ 5階

電話 045-633-6110（代表）

7. よこすか就労援助センター、よこすか障害者就業・生活支援センター

【対象】就労を希望する、もしくは在職中の障害者

【内容】就労を推進するため、対象者の職業能力に応じた就労の場の確保と職場定着に必要な援助を行ったり、職業生活における安定・自立を図るため、対象者が抱える課題に応じて、就業面と生活面の一体的な支援を行っています。

【窓口】よこすか就労援助センター、よこすか障害者就業・生活支援センター

〒238-0041 本町2-1 総合福祉会館 4階 電話 820-1933

8. 視覚障害者技能習得援助資金の貸付 窓口 公益財団法人神奈川県労働福祉協会

【対象】中途失明などにより、あん摩マッサージ指圧師・はり師及びきゅう師に転職しようとする視覚障害者

【内容】貸付金額は月額46,000円で無利息です。

貸付期間は盲学校等在学期間で、36カ月が限度です。償還期間は2～10年です。

【手続】盲学校経由での手続きになります。

9. 障害者雇用奨励金 窓口 障害福祉課

【対象】○知的障害者または精神障害者を3カ月以上雇用しようとする事業主

○一定の条件を満たす身体障害者（国の障害者介助等助成金の支給対象となった重度視覚障害者または重度四肢機能障害者）を雇用している事業主

【内容】月額30,000円の奨励金が支給されます。（国による特定求職者雇用開発助成金の適用がある場合は、国の助成制度が優先となります。）

10. 障害者職場等介助ヘルパー派遣費の助成 窓口 障害福祉課

【対象】一般就労している一定の条件を満たす重度肢体障害者

【内容】就業中に職場等において、食事にかかる介助及びトイレの使用にかかる介助を受けるため、障害者自らの負担により介助ヘルパーの派遣を受けている場合、その派遣に要する費用について月額30,000円を限度として助成します。

11. 身体障害者更生訓練費 窓口 障害福祉課

【対象】自立訓練等を利用する一定の条件を満たす身体障害者

【内容】訓練日数に応じて更生訓練費（月額3,150円または6,300円）を支給します。

【手続】通所先の自立訓練事業所等でお手続きください。

12. 身体障害者就職支度金 窓口 障害福祉課

【対象】就労移行支援等を利用して就職または自営により自立する身体障害者

【内容】支給額36,000円

【手続】通所先の就労移行支援事業所等でお手続きください。

15 行事・スポーツ・レクリエーション

1. 障害者スポーツ大会

窓口 障害福祉課

- 【対象】ア 13歳以上の身体障害者手帳を持っている人
(内部障害者は、ぼうこうまたは直腸機能障害の人のみ)
- イ 13歳以上の療育手帳を持っている人、または療育手帳取得の対象に準ずる障害のある人
- ウ 13歳以上の精神障害者保健福祉手帳を持っている人、または自立支援医療（精神通院）
受給者証の交付を受けた人
- 【内容】神奈川県全域（横浜市、川崎市を除く。）の障害者が参加し、ボウリング（知的）・アーチェリー（身体）・フライングディスク（身体・知的）・陸上（知的）（4月）、陸上（身体）（5月）・水泳（身体・知的）（7月）、卓球（精神）・サウンドテーブルテニス（1月）、ボッチャ（身体）（2月）についての競技会を行います。また、本大会は全国障害者スポーツ大会への選手派遣の選考を兼ねています。

2. 障害児者健康づくり事業

窓口 障害福祉課

- 【対象】障害児者を対象として、スポーツ、レクリエーション、運動会などの活動を団体に委託して行います。
- 【内容】○視覚障害者スポーツ教室
重度の視覚障害者を対象として、毎月サウンドテーブルテニスなどを行います。
- 運動会（肢体不自由児者、知的障害児者各1回）
- 肢体障害者歩行訓練会
- 合同レクリエーション
- 【備考】委託先：横須賀市障害児者健康づくり事業運営委員会

3. 在宅障害者生きがい対策事業

窓口 障害福祉課

- 【対象】在宅の障害者
- 【内容】○肢体障害者等創作教室
- 心身障害者創作教室
- 視覚障害者創作教室
- 【会場】総合福祉会館
- 【備考】委託先：横須賀市在宅障害者生きがい対策事業運営委員会

4. 動物村のお祭り

窓口 障害福祉課

- 【対象】障害児者とその家族、小学生以下の児童
- 【内容】年に1回ウサギやアヒルなどの小動物園、ヨーヨーつりなどの模擬店を開きます。障害のあるなしに関わらず、こども達の交流を深めます。

16 市社会福祉協議会

地域住民、町内会・自治会、ボランティア団体、社会福祉関係団体、社会福祉施設、企業、民生委員児童委員、社会福祉推進委員、行政、地区社会福祉協議会が、ともに協力して民間社会福祉事業を円滑に推進し、地域福祉の増進をはかるため、その業務を行う拠点として置かれています。

1. 事務局

【所在地】〒238-0041 横須賀市本町2-1 総合福祉会館 2階

【電話】 821-1301 (FAX 827-0264)

2. 生活福祉資金貸付相談事業

地域福祉課 (TEL 821-1301 ※予約制)

他からの借入れが困難な障害のある人がいる世帯などを対象に、生活の安定と経済的自立を目的とした資金の貸付と必要な相談援助を行う制度です。借入申込から返済を終えるまで民生委員による相談援助が行われます。

【対象】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人が属する世帯（その他、低所得世帯や高齢者世帯なども対象としていますが、いずれも世帯収入基準や年齢など申込資格に制限があります。）

【内容】①生業を営むための経費

②技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費

③住宅の増改築、補修及び公営住宅の譲り受けに必要な経費

④福祉用具などの購入に必要な経費

⑤障害者用自動車の購入に必要な経費

⑥負傷または疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費

⑦介護サービス、障害者サービス等を受けるために必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費

⑧災害を受けたことにより臨時に必要な経費

⑨冠婚葬祭に必要な経費

⑩住居の移転、給排水設備などの設置に必要な経費

⑪就職、技能習得などの支度に必要な経費

⑫その他日常生活上一時的に必要な経費

【相談受付時間】月曜日～金曜日（祝日は休み）午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時

【備考】制度の詳細については市社会福祉協議会地域福祉課へお問い合わせください。

なお、使途目的のない一般生活費の資金貸付は行いません。また、借入申込には原則として連帯保証人が必要で、資金交付まで1、2カ月ほどかかります。

3. 日常生活自立支援事業（横須賀あんしんセンター）

TEL 821-3605

日常生活において、自分ひとりで福祉サービスの利用手続きや日常的金銭管理などを行うことが不安な障害者や高齢者のためのサービスです。

【対象】市内在住の障害者及びおおむね65歳以上の高齢者でご自身の判断能力に不安のある人

【内容】○福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス

福祉サービス利用手続きや利用料の支払い手続き、公共料金の支払い手続き、預貯金の出し入れなど、日常的な金銭管理を定期的にお手伝いするサービスです。

・利用料 所得に応じて1回あたり0円～3,500円

○書類等預かりサービス

年金証書、印鑑登録カード、権利証などの大切な書類を金融機関の貸金庫に保管するサービスです。

・利用料 年額6,000円 ※相談は無料です。

【備考】このサービスの契約にはご本人の利用意思が必要です。収支状況の確認や契約審査を行いますので、サービス開始まで3カ月ほどかかります。

4. ボランティアセンター（よこすかボランティアセンター）

総合福祉会館 4 階

ボランティアは、出会い、ふれあい、学びあい、たすけあいの心で、お互いの協力により福祉活動を行っています。ボランティアセンターでは、ボランティア活動をしたい人と、援助・手伝いを必要としている人を相談のうえ紹介します。また、寄付物品の受付やボランティアのための講座なども行っています。

【活動の内容】話し相手、一時保育、レクリエーション・行事の手伝い、寄付物品の受付など

【所在地】〒238-0041 横須賀市本町 2-1 総合福祉会館 4 階

【電話】 821-1303 (FAX 824-8110)

【開所日時】月曜日～金曜日（祝日は休み）午前8時30分～午後5時15分

※ボランティアの相談は午後5時まで

【備考】総合福祉会館のほかに市内17カ所に地区ボランティアセンターがあります。

5. 車いす等の貸出

窓口 よこすかボランティアセンター

車いすや布おもちゃ等を貸出しています。（無料）

【種類】○車いす

貸出のできる対象 市内在住で、入退院や旅行などにより一時的に必要な人

貸出期間 1 カ月以内

○布おもちゃ・布えほん

すべてボランティアによる手作りの布おもちゃ・布えほんを個人、団体へ貸出しています。

貸出期間 1 週間

【備考】上記の他にコピー機、印刷機の利用もできます。（有料）

車いすは、地区ボランティアセンターでも貸出しています。

17 そ の 他

1. 身体障害者障害程度等級

(その1)

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそ しゃく機能の障 害
		聴覚障害	平衡機能 障 害	
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの。			
2級	1.視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2.視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3.周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)		
3級	1.視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2.視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
4級	1.視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3.両眼開放視認点数が70点以下のもの	1.両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話語を理解し得ないもの) 2.両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
5級	1.視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2.両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3.両眼中心視野角度が56度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5.両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害	
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1.両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2.一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの		

(その2)

級別	心 臓 、 じん 臓 若 し く は 呼 吸 器 又 は ぼうこう若 し く は 直 腸、			
	心 臓 機 能 障 害	じん 臓 機 能 障 害	呼 吸 器 機 能 障 害	ぼうこう又は直腸の機能障害
1級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
2級				
3級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

- 備 考
1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているも
 2. 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合には、障害の程度を勘案して当該等級より上の等級とすることができる。
 3. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
 4. 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害を含むものとする。
 5. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したもの
 6. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

肢 体 不 自 由				
上肢	下肢	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
			上肢機能	移動機能
1.両上肢の機能を全廃したもの 2.両上肢を手関節以上で欠くもの	1.両下肢の機能を全廃したもの 2.両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
1.両上肢の機能の著しい障害 2.両上肢のすべての指を欠くもの 3.一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4.一上肢の機能を全廃したもの	1.両下肢の機能の著しい障害 2.両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1.体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2.体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
1.両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2.両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3.一上肢の機能の著しい障害 4.一上肢のすべての指を欠くもの 5.一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1.両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2.一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3.一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
1.両上肢のおや指を欠くもの 2.両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4.一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1.両下肢のすべての指を欠くもの 2.両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3.一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4.一下肢の機能の著しい障害 5.一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
1.両上肢のおや指の機能の著しい障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3.一上肢のおや指を欠くもの 4.一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1.一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2.一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3.一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
1.一上肢のおや指の機能の著しい障害 2.ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1.一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2.一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの

小 腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害		
小 腸 機 能 障 害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝 臓 機 能 障 害
小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

のは、該当等級とする。

のをいう。

2. 療育手帳判定基準

障害程度		判定の基準	
最重度	A1	1	標準化された検査により判定した結果を指数化したもの（以下「指数」という。）が、おおむね20以下のもの
		2	指数がおおむね21以上35以下のもので、身体障害者福祉法に基づく障害等級（以下「障害等級」という。）の1級、2級又は3級に該当するもの
重 度	A2	1	指数がおおむね21以上35以下のもので、上記 A1 に該当しないもの
		2	指数がおおむね36以上50以下のもので、障害等級の1級、2級又は3級に該当するもの
中 度	B1		指数がおおむね36以上50以下のもので、上記 A2 に該当しないもの
軽 度	B2	1	指数がおおむね51以上のもの
		2	指数が境界線級であって、かつ、自閉症の診断があり、県内の児童相談所又は県立総合療育相談センターの長が認めたもの

※神奈川県療育手帳制度実施要綱「療育手帳判定基準」別表より

3. 精神障害者保健福祉手帳 障害の程度

障害等級	精神障害の状態
1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

※精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条より

◎対象となる主な精神疾患は、次のとおりです。

- ・統合失調症
- ・うつ病、そううつ病などの気分障害
- ・てんかん
- ・薬物やアルコールによる急性中毒又はその依存症
- ・高次脳機能障害
- ・発達障害（自閉症・学習障害・多動性障害等）
- ・その他の精神疾患（ストレス関連障害等）

障害者週間＜12月3日～9日＞

国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために、障害者基本法に定められています。

横須賀市民生局福祉こども部障害福祉課

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

電 話 046-822-8248（直通） FAX 046-825-6040

メー ル hp-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp